

老後所得と私的年金

大妻女子大学 短期大学部 玉木 伸介
(株)シーエーシー 社会保障カンパニー 佐野 邦明
日本生命 法人商品開発室 須崎 浩史
三井住友信託 ペンション・リサーチ・センター 藤本 裕三

セッションH
パネルディスカッション

老後所得と私的年金

平成28年11月11日
三井住友信託 藤本 裕三

藤本 そういたしましたら、お時間となりましたので、セッションH、パネルディスカッション、「老後所得と私的年金」を開始いたします。私は、今回オーガナイザーの大役を仰せつかりました、三井住友信託の藤本と申します。よろしくお願いいたします。

まずは、パネリストの皆様のご紹介をさせていただきたいと思います。向かって左側にお座りのパネリストが、大妻女子大学短期大学部の教授である、玉木伸介様です。玉木様は、2011年3月まで日本銀行でご活躍されてこられたというご経歴をお持ちの方です。続きまして、真ん中にご着席のパネリストが、株式会社シーエーシー社会保障カンパニーの専門顧問である、佐野邦明様です。佐野様は、皆さんよくご存じだと思うのですが、三菱UFJ信託でご活躍されてきた方でございます。最後に、向かって右側にご着席のパネリストが、日本生命法人商品開発室の主任専門課長である、須崎浩史様です。須崎様は、現役の商品開発アクチュアリーであるとともに、本日、ご説明いただく生命保険協会の提言についても、作成に携わられたというご経歴をお持ちです。

基礎知識①: 老後の生計費の確保

<三本足の椅子(Three-legged stool)>

- Social security
- Private pensions
- Savings and investment

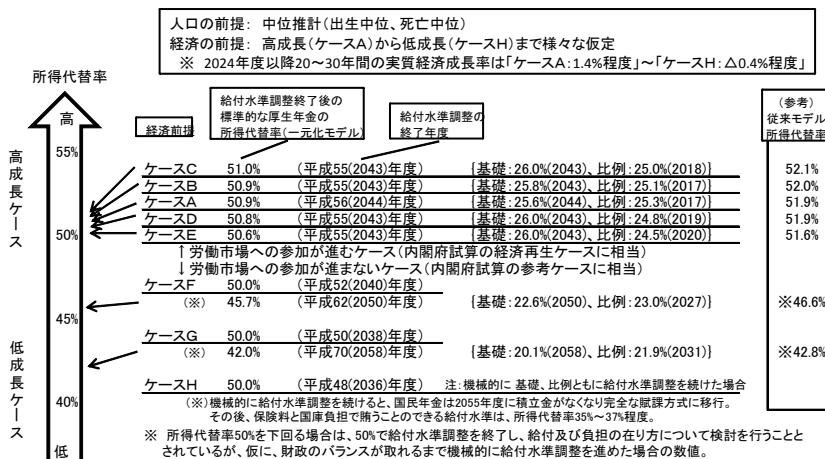
<わが国に置き換えると>

- 収入元①: 公的年金
- 収入元②: 私的年金(企業年金: 職域)
- 収入元③: 老後資産(退職金: 職域)
- 収入元④: 私的年金(自助努力による個人年金)
- 収入元⑤: 老後資産(自助努力による貯蓄等)

3

それでは、パネルディスカッションに先立ちまして、私の方から今回のパネルディスカッションの問題意識について、簡単にご説明申し上げます。まず、老後の生計費の確保というと、海外ではよく3本足の椅子、Three-legged stool という言い方をして、Social Security、Private Pensions、それから、Saving and investment というようなことを言います。わが国に置き換えると、公的年金、企業年金、退職金、自助努力による個人年金、自助努力による貯蓄等なのかというようにも少し思ったりしますが、その現状について、一つずつ見ていきます。

基礎知識④: 平成26年財政検証結果



(出所) 厚生労働省「平成26年財政検証結果レポート」

6

まず、公的年金については、平成26年の財政検証というものが行われております。これの位置づけなの

ですけれども、幅のある複数の前提を設定し、将来の人口や、経済の前提に応じた将来の見通しを作成する。すなわち、将来の状況を正確に見通す予測（forecast）というよりも、前提に応じた将来の年金財政の投影（projection）という性格のものであるというように言われております。ここに、前提をいろいろ書きましたけれども、AからHまでありまして、実質経済成長が1.4からマイナス0.4まで、幅広く前提が取ってあるというような状態でございます。それに基づく所得代替率の見通しというものが、次のスライドを見ていただきますと、マーケットが好調である、あるいは経済成長が進むなどのケースにおいても、大体50から51の間で取まっているということです。そうでない場合に至っては、50%を切ると、制度について再検討するということになっていきますので、50%ということになっていきますけれども、機械的に進めると、もっと下がってしまうことになっており、この財政検証レポートからは、公的年金の給付水準が低下していくことが読み取れると思います。

基礎知識⑤：退職年金・退職一時金の実施割合

- 退職年金の実施割合は低下
- 退職給付全体でも実施割合は低下

(単位：%)	退職給付制度のある企業									
			退職一時金制度のみ		退職年金制度のみ		両制度併用		(再掲)退職年金制度がある	
	H25年	H20年	H25年	H20年	H25年	H20年	H25年	H20年	H25年	H20年
計	75.5	83.9	65.8	55.3	11.6	12.8	22.6	31.9	34.2	44.7
千人以上	93.6	95.2	23.0	19.3	28.9	24.0	48.1	56.7	77.0	80.7
300人以上	89.4	92.2	31.5	30.7	27.2	23.7	41.3	45.6	68.5	69.3
100人以上	82.0	88.0	56.0	41.1	14.0	17.7	30.0	41.2	44.0	58.9
30人以上	72.0	81.7	74.1	63.0	8.6	9.9	17.3	27.1	25.9	37.0

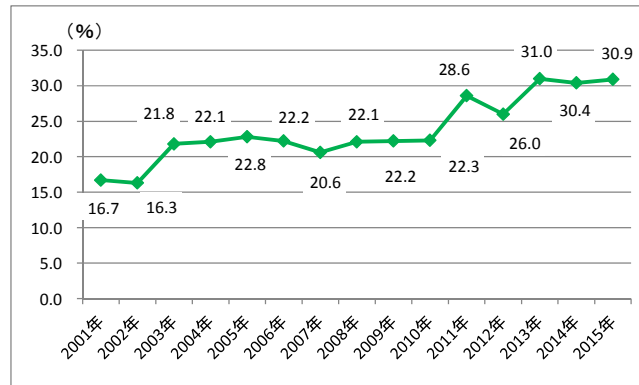
(出所)厚生労働省「就労条件総合調査」(平成25、20年)

7

次にご用意した資料は、就労条件総合調査から来ています。退職年金や退職一時金の実施割合を見たものでございます。再掲で退職年金制度があるというところが、平成20年には44.7%であったものが、平成25年には34.2%になっており、退職給付制度全般があるというところが、平成20年には、83.9%であったものが75.5%になっていると、いずれも低下しています。それから、水準自体もやはり低下しております。退職給付の給付水準が、2,280万から1,941万に低下しているというような統計があります。

基礎知識⑦: 金融資産を保有していない世帯の割合

- この15年間で金融資産を保有していない世帯の割合は大きく高まっている。



(出所) 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査
[二人以上世帯調査]」(平成27年)

9

次に、個人の貯蓄について少し調べてみました。日銀の関係である、金融広報中央委員会の家計の金融行動に関する世論調査を見ますと、この15年間で金融資産を保有しない世帯、これは保有しない世帯のグラフです。保有しない世帯の割合は、格段に、倍ぐらいに増えています。では、貯蓄している人かというと、あまり変わらないのです。「手取収入の中から、どれくらい貯蓄しますか」ということについては、この情報も、最近新聞に一番新しいものが出ていましたけれども、どちらにしても、2015年とほぼ変わっていない状態でした。

前記の環境下での課題(まとめ)

- 公的・企業(職域)・個人の適切な役割分担
- 私的年金(企業年金・個人年金)の在り方
- 私的年金(企業年金)の普及促進
- 個人年金を含む個人の資産形成の促進
- 年金アクチュアリーへの役割

13

今まで見てきた統計等から、幾つかの環境認識があると思います。まず、公的年金の給付水準について

は、将来的に低下していくものである。したがって、私的年金や老後資産形成の重要性は、職域、個人問わず高まっている。一方、企業年金の普及率の低下、または統計上示しませんでした。終身年金の実施率の低下などもあります。一方、金融資産を保有していない世帯が、大きく増加しているという環境下にあるのではないかと考えておまして、この環境下で、何か課題、問題意識として考えたことが、まず公的、企業、職域でもいいですけれども、それから個人の適切な役割分担は何なのか、私的年金、企業年金、個人年金があると思うのですけれども、そのあり方はどうすればいいのか、普及促進はどうして行くのか、また、個人の資産形成の促進はどうするのか。そうしたことに、年金アクチュアリーはどうやって関わっていくのかというような課題を、一応挙げさせていただいております。

ここから、各パネリストの皆様から、各々25分強ぐらいになると思いますけれども、基調講演をいただきます。順番なのですけれども、聞いて面白くなるようにということで、まずは須崎様の方から、「一般社団法人生命保険協会提言、公的年金を補完する『長寿安心年金』の創設」という題で、基調講演をいただきます。では、須崎様、お願いします。

**一般社団法人 生命保険協会提言
公的年金を補完する『長寿安心年金』の創設**

「安心社会を実現するための社会保障制度の構築に向けて」（平成28年2月公表）の概要

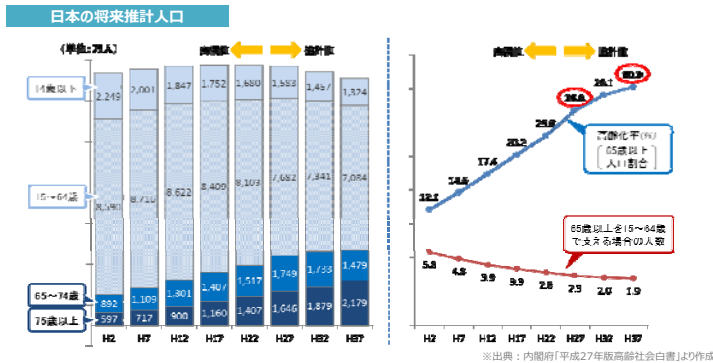
日本生命 須崎 浩史

（注）本資料における図・グラフ等は、（一社）生命保険協会「安心社会を実現するための社会保障制度の構築に向けて」（平成28年2月公表）より取得いたしました。この資料の中で、出典の記載があるものは、提言に記載されている出典を転記したものです。

【須崎】ただいまご紹介にあずかりました、日本生命の須崎と申します。よろしく申し上げます。まずは、生命保険協会が今年2月に発表しました「公的年金を補完する『長寿安心年金』の創設」をご紹介させていただきたいと思っております。はじめに、私とこの提言の関係について、ご説明させていただきたいと思っております。今年7月まで、弊社、日本生命の社長であります筒井が、生命保険協会の会長をしておまして、1年間でございましたけれども、私が3月まで所属していた調査部において、昨年の4月から3月まで、協会の仕事に携わらせていただきました。その中で私は、生命保険協会の税制改正要望の取りまとめをする税制研究会の座長をさせていただきました。この提言を作ったのは私ではなく、別の担当者を取りまとめましたものでございまして、私は税制担当という形で、税の視点から内容のチェックや、またはアクチュアリーとして数字のチェックなどをさせていただいたということです。本日はできる限り、内容を丁寧にご説明して、皆様にご理解いただきたいと思います。ただ幾分、説明が不十分なところもあるかと思いますが、質問等で補っていただきたいと思います。

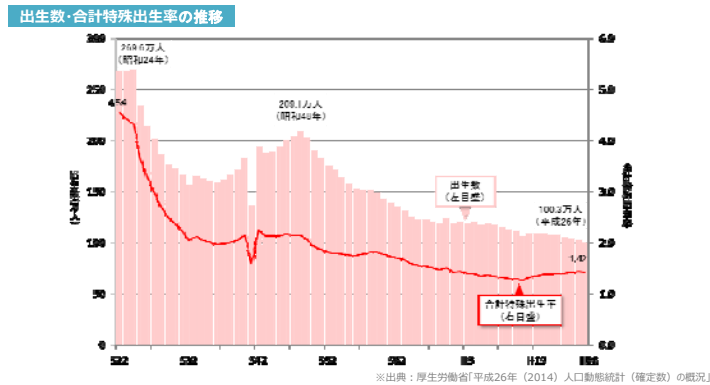
最後にはディスカッションがございまして、または、質問コーナーがあるかと思っておりますので、そこでの私の発言というものは、私個人のものでございまして、生命保険協会を代表するものではないということ、あらかじめ申し上げておきます。

- 我が国の人口構造は、総人口が減少局面に入るとともに、高齢者の比率が25%に達するなど、急速に高齢化が進展。
- 10年後に高齢者の比率は30%を超え、国民の3人に1人が高齢者になると予想される。



では、早速内容に入っていきたいと思います。まずこちら、スライド左側ですが、日本の人口構成、人口推移を載せています。すでに減少局面に入っているということで、右側に65歳以上の人口割合である高齢化率を載せています。この高齢化率が示しているように、現在25%を超えて、4人に1人が65歳以上ということになっております。10年後には3人に1人が高齢者と、そのような形になります。

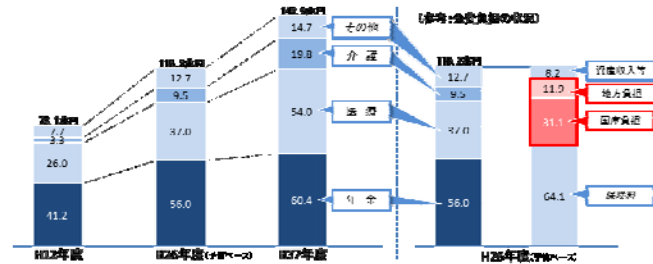
- 未婚・晩婚化等に起因する少子化も同時に進んだ結果、少子高齢化という、社会保障制度における大きな構造的課題が生じている。



そしてこちらは、出生数と出生率の方を示しています。私が生まれましたのは昭和50年で、そのときから比べると、出生数は半減しています。出生率も、足元で見ましても1.4と、未婚・晩婚化に起因する少子化が、先ほど示した高齢化とともに、同時に進行しているというような状況です。少子高齢化という構造的な課題というものをわが国は負っていると、そのようなことになります。

- 社会保障給付費は、足元で既に年間110兆円を超える水準に達し、高齢者の増加等に伴って、約10年後には150兆円程度まで膨らむ可能性が示されている。
- 社会保障給付費の増加は、税金としても現役・将来の世代の負担増大に繋がる。財源の確保や給付水準の調整など、収入・支出両面での改革は喫緊の課題。

社会保障給付費の状況



※出典：財政制度等審議会 財政制度分科会資料（H27.4.27）より作成

こちらの方が、社会保障給付費の状況です。足元で、すでに年間110兆円を超えていまして、10年後には150兆円まで行くのではないかなという可能性が示されてございます。現在6割については保険料で、4割程度を税でまかなっている状況です。将来の社会保障給付費の増大は、現役や将来世代の負担増大につながり、財政の確保や給付水準の調整など、収入・支出面で改革が喫緊の課題であるといえます。

- 社会保障制度の持続可能性向上に向けて、政府等において、収入面、支出面とも様々な取組みが行われており、その成果も着実に始まっていると思われる。
- しかし、社会保障給付費が膨らみ続けている現状を踏まえると、公的保障の給付水準の低下を、私的保障（自助努力）によって補っていくことが、今以上に求められる状況。

収入面の取組み

- ✓ アベノミクス“三本の矢”⇒“新三本の矢”
 - 景気対策
 - 労働力人口の増加（女性や高齢者の活躍推進、少子化対策等）
 - 生産性向上（高度人材育成・IT化等）
 - 消費税の増税 等

支出面の取組み

- ✓ 給付の抑制や効率化・重点化の検討
- ✓ 年金分野：マクロ経済スライドの導入等

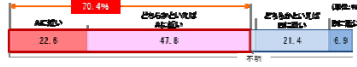
そして、このスライドでは、社会保障制度の持続可能性を高めるために、生保等がどのようなことをやってくるのかということを示しています。まず、収入面の取り組みですが、アベノミクスによる景気対策、そして女性・高齢者の活躍推進、または少子化対策、このようなものに代表されます労働人口の増大や、または、高度人材育成を始めとしました生産性向上の取り組み、このようなものが行われていると思っております。また、支出面の取り組みとしては、給付の抑制や効率化、重点化の検討が行われており、特に年金分野では、マクロ経済スライドという、少子高齢化という構造的な課題に対し、財政上での解決策として導入されている状況です。

これらの取り組みは、正しい方向の対応策というように評価されるものであると考えておりますが、社会保障給付費が膨らみ続ける現状を踏まえますと、公的保障の給付水準の低下を、私的保障、つまり自助努力によって補っていくということが、今以上に必要になってくるというように考えております。

- 国民の多くの方が、自身のライフスタイル等に応じて対応できる「自助努力への支援」を期待しているものの、今後どの程度の自助努力が必要となるか不透明なため、自らの老後生活に対して漠然とした不安を感じている。

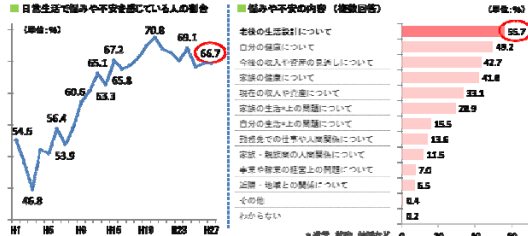
生活保障の準備に対する考え方

- A：自助努力のための支援を充実してほしい
- B：今よりも高い社会保険料や税金を払ってもよいので、公的保障を充実してほしい



※出典：生命保険文化センター「平成27年度生命保険に関する全国実態調査」

日常生活での悩みや不安について

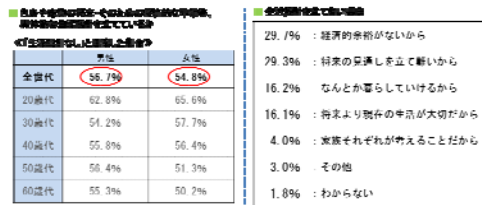


※出典：内閣府「国民生活に関する世論調査（平成27年6月調査）」

ここでは、社会保障に対する国民の意識として、生活保障の準備に対する考え方を示しています。アンケート調査の中で、選択肢として、Aの自助努力のための支援を充実してほしいというもの、Bについては、今よりも高い社会保険料や税金も払ってよいので、公的保障を充実してほしい。その二つで、どちらが回答者の意識に近いか聞いたものですが、7割の方が、Aの自助努力のための支援を充実してほしいと回答されております。その一方で、下側になりますが、日常生活での悩みや不安の内容として、老後の生活設計を挙げておられる方が、6割に達しています。老後生活に対する漠然とした不安を、国民の皆様が感じられているということが、ここに示されているかと思えます。つまり、自助努力が必要というように分かっている、将来どの程度、または、どのようにして準備すればよいのかということが分からず、不安に感じていらっしゃる方も多いのではないかと思います。

- 私的保障（自助努力）の準備には具体的な生活設計とそれに合わせた着実な対応が重要であるが、半数以上の方が具体的な生活設計を立てていない。
- 行動経済学の観点から踏まえれば、若年期から生活設計を立てていくことを政策的に促すことが必要。

生活設計の検討状況



※出典：生命保険文化センター「平成25年度生活保障に関する調査」

加入者の心理的傾向と老後の所得確保

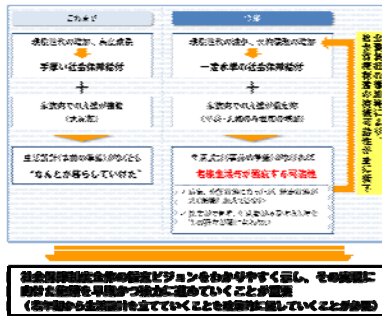
- 行動経済学では、人々が将来よりも現在の利益に大きなウェイトを置いてしまう傾向が示されており、こうした傾向を前提とした仕組みが必要との指摘がある。
- こうした点を踏まえると、老後に確実に所得を受け取れるような制度が求められる。

※出典：社会保障審議会 企業年金部会資料（平成26年10月14日）より抜粋

では、私的保障の準備はどこから始めればよいのでしょうか。まずは、具体的な生活設計が必要です。ただし、国民の半数以上の方は、具体的な生活設計を立てていない状況です。生活設計を立てない理由として、「経済的な余裕がないから」、「将来の見通しを立てづらいため」、「何とか暮らしていけるから」、「将来より現在の生活が大切だから」といったような回答が挙げられています。また、行動経済学の「人々が将来よりも現在の利益に大きなウェイトを置いてしまう傾向がある」観点を踏まえれば、若年期から生活設計を立てて、それに合わせた着実な対応を、政策的に促すことが必要だと考えられます。

- 私的保障（自助努力）の充実・促進に関する施策は、規模・スピード面から不十分。
- 真の安心社会実現には、社会保障制度全体の将来ビジョン、その実現に向けた施策（政策支援等）を早期かつ強力に進めていくことが重要。

「生活設計」の策定 及び 政策支援の重要性（まとめ）



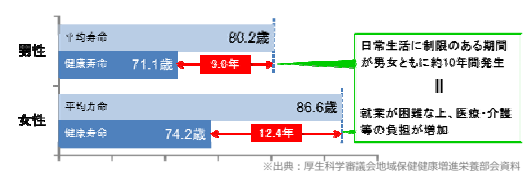
これまでの、現役世代が増加して、経済も成長を続けるといった中で手厚い社会保障給付があり、また大家族といった中で、家族内での支援が機能していました。そのために、生活設計がなくても、何とか暮らしていったということかと思えます。

これが今後は、現役世代が減少していき、公的債務がどんどん増加していく、かつ、経済も高成長が望めない。そのような中で、社会保障給付は限定的にならざるをえない。そのような状況の中で、また、単身、夫婦のみの世帯が増えている。家族内での支援というものができなくなっていく。そのような状況の中では、生活設計がなければ、老後生活が困窮する可能性があると思われまます。

政府は、社会保障制度全体の将来ビジョンを分かりやすく示して、その実現に向けた施策を、早期かつ強力に進めていくことが必要だと考えています。特に、若年期から生活設計を立てていくことを政策的に促していくこと、これが必要になっていくと思われまます。生活設計においては、年金が非常に重要だと考えております。

- 老齢期においては、加齢に伴って、働くことそのものが困難になる可能性がある。
- そのため、生活設計における老齢期の所得については、就業を前提とするのではなく年金を中心に保守的な検討を行うことが重要。

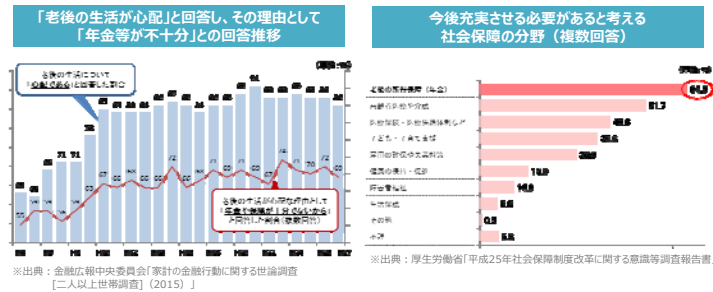
平均寿命と健康寿命の差



※出典：厚生科学審議会地域保健健康増進委員会資料（H27.9.14）より作成

ここでは、平均寿命と健康寿命を比べております。健康寿命とは、日常生活に制限のない期間ということを示しております。例えば、女性の平均寿命は、86.6歳ということですが、健康寿命は74歳ということで、その差が10年以上も開いています。確かに、老齢期におきまして、就業というものも重要な所得の選択肢の一つということではありますが、加齢に伴い、就業できない可能性というものも十分考えなければいけない。または、医療、介護によって負担が増えるといったことも考えなければいけない。そのようなことを踏まえますと、年金の重要性というものは、非常に高いかと思っております。

- 世論調査においても、老後の生活に不安を感じる最も大きな理由として、年金等が不十分であることがあげられており、また、多くの方が年金の充実を希望。
- 平均寿命の伸長、公的年金の給付水準低下、年金準備期間の確保等を踏まえると、公的年金を補う私的年金制度の整備は喫緊の課題。



世論調査の中でも、老後の生活に不安を感じる方が極めて高いということで、その理由として、年金や保険が不十分であるということが挙げられています。また、今後充実させる必要があるという社会保障の分野としましても、6割以上の方が、老後の所得保障を挙げておられます。平均寿命の伸長や、または公的年金の給付水準低下、年金準備期間の確保等を踏まえますと、公的年金を補う私的年金制度の整備は、喫緊の課題だと考えております。

- 長生きリスクへの対応には、生存している限り一定の年金が給付されるという終身給付機能が重要。
- 終身給付機能については、これまで公的年金が主にその役割を担い、私的年金がそれを補完してきたが、公的年金については、マクロ経済スライドの実施に伴い、中長期的な給付水準の調整が見込まれている。

標準的な厚生年金の所得代替率の将来見通し

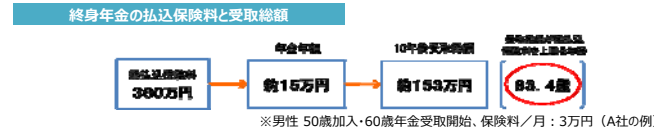


(注) 仮に、機械的に給付水準調整を続けた場合の値

※出典：平成26年財政検証結果、社会保障審議会企業年金部会資料（H26.10.31）

老後の所得保障を考えると、長生きリスクへの対応は、非常に重要な要素です。長生きリスクには、生存している限り一定の年金が給付される終身給付機能が重要です。終身給付機能としては、公的年金が主にその役割を担っており、私的年金が補完してきたという関係にあると思います。公的年金については、平成26年の財政検証でも示されているとおり、マクロ経済スライドの実施に伴って、中長期的には、給付水準は、所得代替率では減少していくということが示されています。

- 現在のように、平均寿命が伸び続け、かつ歴史的な低金利が続いている環境下では、終身年金に高い利回りを設定することは困難な状況。
- 契約者の視点においては、一般の金融商品と同様に、保険料の支払い総額と年金の受取り総額とを単純に比較してしまいがちであることや、将来の利益よりも現在の利益をより重視しやすい心理的傾向等もあり、足元の個人年金における終身年金の選択率は、ほぼゼロに近い水準。



個人年金の年金受取方法の選択状況

年金受取方法	選択件数	選択率
有期年金（5・10年確定年金等）	54,167件	96%
終身年金（含、保証期間付）	2,073件	4%

※平成26年度に受取開始した個人年金の選択状況（A社の例）

こちらは、私的年金について、その終身給付機能を見えています。現在のように平均寿命が伸び続け、かつ、歴史的な超低金利といった状況で、終身年金に高い利回りをつけることが不可能になっています。例えば、ある生命保険会社が提供している終身年金を見ても、払込保険料360万円に対し、10年間の受取額が153万円となっており、83歳まで生存してようやく受取額が保険料を上回るといった状況にあります。加入者から見たときに、長生きリスクを十分理解していない場合に、長生きリスクに対する保険というように見るのではなく、単に払込保険料と受取額を単純比較してしまうということ、また、行動心理学の観点も要因として、終身年金の選択率というものは、ほぼゼロというような状況になっています。

- 現在、退職給付制度（企業年金・一時金）を実施している企業は、全企業の75%程度となっており、企業年金制度がある企業は全企業の25%程度にとどまる。
- 企業年金制度を実施している企業においても、退職給付債務の圧縮の観点等から終身年金が選択できない場合や、選択できたとしても、個人年金と同様の理由から、終身年金が選択されることは極めて限定的。

退職給付制度における選択状況

	新設受給者ベースでみた老齢給付金における年金・一時金の選択状況		終身年金の選択状況	
	確定給付企業年金 (DB)	確定拠出年金 (DC) [企業型]	確定給付企業年金 (DB) [契約型]	確定拠出年金 (DC) [企業型]
年金	18%	6%	82.1%	58.1%
年金と一時金	10%	94%	9.1%	25.6%
一時金	72%		8.8%	16.2%

終身年金の選択率は2%程度

※出典：社会保障審議会企業年金部会資料（H26.10.14）より作成

こちらにつきましては、企業年金についても同様です。まず、退職給付制度を実施している企業は、全体の75%程度ありますが、その中で、企業年金制度を持っている企業は、全企業のわずか25%にとどまっています。そして、企業年金制度を導入している企業におきましても、終身年金が選択できない、または選択できたとしても、先ほどの個人年金と同様の理由によりまして、その選択率というものは、ほぼゼロになっています。

- 公的年金を補完する私的年金制度に求められる基本的な機能として、「終身性」、「安定性」、「普及可能性」の3点が考えられる。

公的年金を補完する私的年金に求められる基本的な機能

1. 終身性	人は何歳まで生きるか予測できないため終身給付が必要
2. 安定性	運用成果等によって大きく減少することがない安定的な給付が必要
3. 普及可能性	全国民を対象とし、シンプルでわかりやすい制度であることが必要

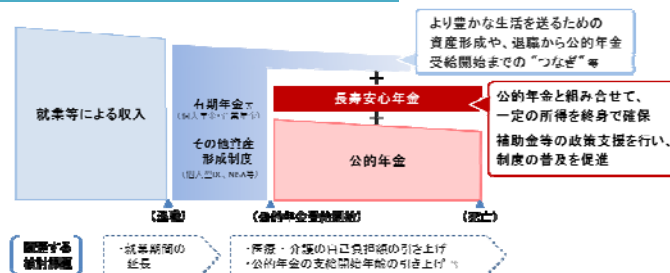
公的年金の給付水準が低下する一方で、現在、私的年金での終身給付は、実態として、ほとんど提供されていないといった状況にあります。公私にわたる終身給付機能の低下、これは、国民にとって非常に憂慮される事態だと考えています。そこで、われわれ生命保険業界が、いかにこの課題に対処することができるのか、どのような私的年金を提供すれば、公的年金の終身給付機能の低下を補完することができるのか、検討していきたいと思えます。

まず、どのような機能が求められるのでしょうか。提言では、終身性、安定性、普及可能性の三つを挙げています。公的年金の終身給付機能を補完するために、終身性は必要です。またここでは、老後の所得保障として、余裕資金による上乘せ給付というよりも、もっとコアな資金をベースに考えていますので、運用成果によって大きく減少する、そのようなことがないような安定性というものが重要だと考えております。また、全国民を対象とするということで、シンプルで分かりやすい制度というものが重要だと考えています。

① 『長寿安心年金』のベースとなる既存の制度・商品

- 既存の制度・商品をベースに検討することが合理的であり、安定性、普及状況の観点から優位性を持つ「個人年金」をベースに検討※。
- ※DC(個人型・企業型)は、一定額を安定的な資産で運用することや終身年金での受取を一定担保・誘導できれば、対応策の一つ。
- 『長寿安心年金』は、公的年金の機能（終身給付等）をより直接的に補完。

『長寿安心年金』と既存制度等との関係（イメージ）



具体的な制度として提言させていただく年金を、「長寿安心年金」というように名付けまして、ここでは、そのイメージを表しています。現在ある私的年金をベースに考えるか、どの私的年金をベースに考えるかですが、ここでは個人年金をベースに考えています。安定性や、または普及状況を見たときに、優位性があるというように判断したものです。今、厚労省や金融庁が、その普及に努力している個人型DCや、または企業型DCにつきまして、来年1月から、加入対象が基本的には全国民に広がるという状況であり、有力な対応策の一つだというように考えています。ただその場合、一定額を安定的な資産で運用する、ま

たは、積立金の一部を終身年金に回すなど、そのような誘導をすることにより、安定性や終身性を確保する必要があると考えています。

イメージ図の方に記載していますが、現在の個人年金やまたは企業年金、個人型DC、NISAといった、その他資産形成制度については、より豊かな生活を送るための資産形成や、または、実際に公的年金受給開始するまでのつなぎとしての役割がある一方で、この長寿安心年金については、公的年金と組み合わせ、一定の所得を終身にわたり確保する、そのような役割をイメージしています。

○ 3つの基本的な機能等を備えるため、例えば、下記のような基本設計が考えられる。

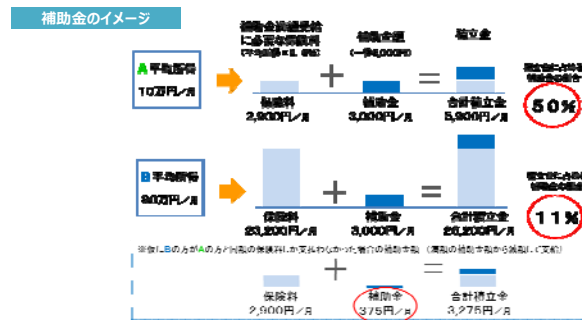
制度・商品の基本設計（制度の特徴）	
終身給付	・被保険者が生存している限り、年金の支払いを保障する
利率保証あり	・一定額の年金の支払いを保障する
政策支援あり	・加入を促すためのインセンティブとして、保険料の支払時に補助金を支給する（後述）
加入制限なし	・全国民（国民年金・厚生年金の加入者）を加入対象とする（国民年金の未納者や免除者は加入不可）
保険料の払込期間は60歳迄	・保険料の払込期間については、高齢期の負担を抑制する観点から、原則20歳から60歳迄とする
積立時の中途引出可	・様々なライフイベントに対応するため、中途引出は可とする（但し、一定のペナルティあり）
支給開始年齢は65歳から	・支給開始年齢は、将来の公的年金の支給開始年齢とあわせ、65歳からとする
本人死亡により年金支給停止	・公的年金と同様に、支給開始後に被保険者本人が死亡した場合、一時金等の支払は原則行わない

こちらでは、基本的な機能を並べています。先ほど示した三つの基本的な機能である終身性、安定性、そして普及可能性といったものを備えた年金の設計として、次のようなものを挙げています。まず終身給付、利率保証ありで加入制限なし、保険料の払込期間は60歳まで、積立時の中途引出可、支給開始年齢は65歳から、そして本人死亡により年金支給停止という、かなりシンプルな終身年金をイメージしています。

更に、ポイントとなるものは、3番目に記載しています政策支援です。先ほど申し上げたとおり、この超低金利の下で、魅力的な利回りを実現することは難しく、また、現在個人年金でも、企業年金でも、全く終身年金が普及していないという事実を考えますと、何らかの政策支援が必要ではないかと考えています。

②低所得者（低年金者）層に重点を置いた政策支援の在り方

- 所得に応じた保険料支払いを条件に、保険料支払時に一律の補助金を支給。
- 低所得者ほど積立金に占める補助金の割合は大きくなり、特に公的支援の必要性が高い層への支援・効果性が高まる。また、保険料支払時に補助金を支給することにより、加入するメリットがシンプルに伝わると考えられる。



具体的な政策支援として、補助金の支給がいいのではないかと考えています。所得水準に応じた保険料支払いが行われれば、保険料支払時に満額の補助金、ここでは月3,000円を支給する仕組みを挙げています。図に示していますとおり、平均所得の2.9%、例えば、月平均所得が10万円の場合を考えますと、月

2,900円保険料を支払えば、補助金が3,000円もらえるということです。一方で、月平均所得が80万円の
 場合、月2万3,200円を支払うと、補助金3,000円がもらえるといった仕組みです。逆に一番下ですが、
 月平均所得80万円の方が、2,900円しか保険料を払わない場合ですが、その場合は、補助金は減額され、
 375円しか支給されないということになります。低所得者ほど、積立金に占める補助金の割合が大きくなり、
 特に公的支援の必要性が高い層への支援、効果性が高まるというように考えています。また、補助金とい
 う形を取ることで、加入するメリットがシンプルに伝わると考えています。

③『長寿安心年金』の年金額及び補助金の水準（イメージ）

○ 標準世帯における所得代替率10%程度を基準とした年金額を設定し、補助金の割合が20%程度となる補助金
 額（月3000円）とした。

年金額・払込保険料等の試算

- ・ 制度加入年齢：20歳
 （保険料の支払いは60歳迄）
- ・ 支給開始年齢：65歳
- ・ 補助金月額：一律3,000円
- ・ 補助金満額支給に必要な
 本人拠出月額：
 平均所得×2.9%
- ・ 予定利率：1.25%

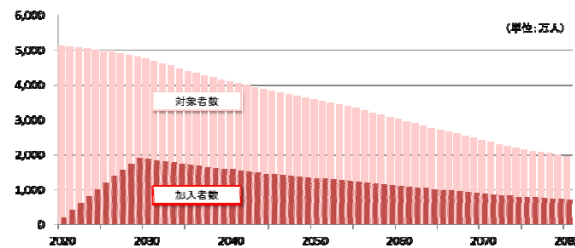
平均所得 円/月 【10】	払込額・積立金			私的年金 円/月 【11】	年金月額 円/月 【12】	所得 円/月 【13】	（※） 年金の割合 【14】
	本人拠出月額 円/月 【2】	積立金拠出額 円/月 【3】	補助金割合 【2】/(【2】+【3】)				
107万円	3,120円 【2,900円】	3,120円 【3,000円】	38.8%	3,120円	3,120円	12.3%	79%
90万円	2,580円 【2,900円】	3,420円 【3,000円】	43.0%	2,580円	2,580円	12.7%	79%
70万円	2,100円 【2,900円】	3,900円 【3,000円】	51.3%	2,100円	2,100円	12.7%	79%
47.8万円	1,390円 【2,900円】	4,410円 【3,000円】	76.2%	1,390円	3,600円	24.2%	79%
30万円	850円 【2,900円】	4,960円 【3,000円】	94.8%	850円	4,110円	18.5%	79%
10万円	290円 【2,900円】	5,610円 【3,000円】	99.1%	290円	4,320円	6.7%	79%
0円	0円 【2,900円】	6,260円 【3,000円】	100%	0円	4,530円	0%	79%

ここでは20歳加入のケースで、保険料、補助金総額と、65歳時点での積立金額、年金月額を表していま
 す。標準世帯におきます所得代替率、赤囲みで囲っていますが、この所得代替率を10%確保できる水準と
 した年金額を基準として、補助金の割合が20%となるような補助金額である、3,000円を設定したとい
 うことです。

④ 国家財政への効果・影響想定

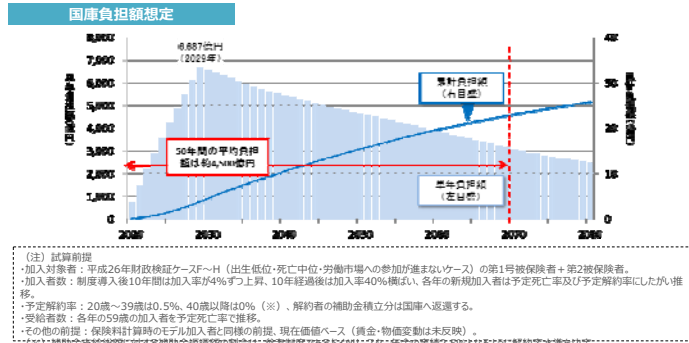
○ 『長寿安心年金』のメインターゲットは低所得者層から中所得者層であり、加入率を本制度のモデルであるドイツの
 リースター年金を参考に40%と想定。

加入者数の想定



この図は、将来試算を行うための加入者数を設定しています。長寿安心年金のメインターゲットは、低所
 得者層から中所得者層を考えていますが、ドイツのリースター年金を参考としまして、加入率を40%とい
 うように置いています。

- 仮に『長寿安心年金』と同水準の年金給付を、国民年金と同様の方式で2分の1を公費で賄った場合、年間約8,600億円が必要だが、『長寿安心年金』を導入することによって5割程度に圧縮可能。
- さらに、生活保護費も含めた将来の公費負担の抑制や、老後生活に対する不安の軽減を通じた現役世代の個人消費の活性化等の効果も期待できる。

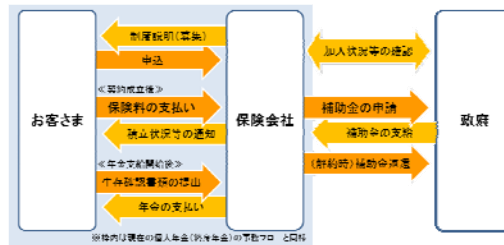


先ほどの補助金水準と加入者数の想定により、どの程度の国庫負担額が発生するかを算定しています。50年間の平均年間負担額は、約4,500億円となります。かなり多いように思われますが、平均して所得代替率を10%引き上げるためには、国民年金と同様に、2分の1を税で負担すると考えますと、年間約8,600億円かかることとなりますので、その比較で考えれば、公費負担としては、半分程度に圧縮できているとこのように考えています。これにより、生活保護費も含めた将来の公費負担の抑制や、老後生活に対する不安の軽減を通じ、現役世代の個人消費を活性化し、そのような効果も期待できると考えています。

⑤ 制度運営イメージ

- 個人年金（終身年金）を提供している保険会社等の既存のインフラを活用。
- 企業単位での集約、マイナンバーの活用等により制度の運用コストを大きく引き下げる可能性。
- 公的年金と『長寿安心年金』等を合算した受給見込額等を提供できる仕組みの構築により、生活設計の策定に役立つ。

制度運営（事務フロー）イメージ



ここでは、制度運営のイメージを記載しています。保険会社は、終身年金契約を保有するインフラを持っていますので、その既存のインフラを、そのまま活用できるかと考えています。より効果的な運営を行うために、例えば企業単位で集約する、または、今導入されましたマイナンバーの活用なども考えられるかと思えます。また、公的年金と長寿安心年金を合算した受給見込額を、国民の皆様提供できる仕組みを設けることで、先ほど申し上げました生活設計の策定が普及するのではないかと考えています。

課題 1. 生活設計の策定 及び その検討の土台となる年金の重要性

課題 2. 「長生き」への備えとなる終身年金の重要性

提 言 終身給付等の機能を備えた『長寿安心年金』の創設

公的年金を補完する私的年金制度に求められる基本的な機能

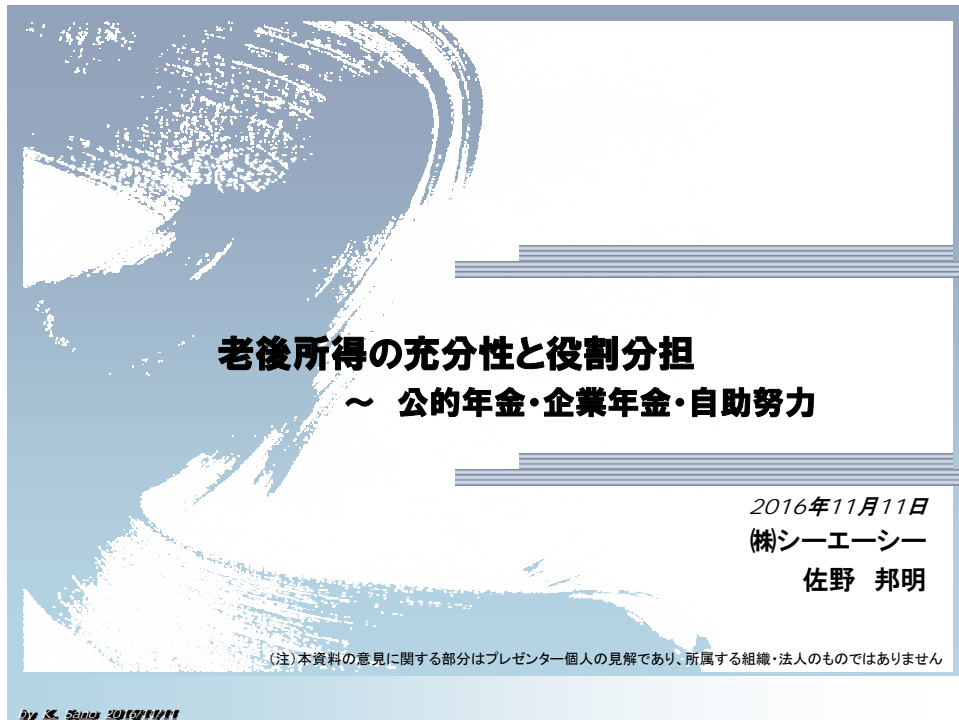
1. 終身性	人は何歳まで生きるか予測できないため終身給付が必要
2. 安定性	運用成果等によって大きく減少することがない安定的な給付が必要
3. 普及可能性	全国民を対象とし、シンプルでわかりやすい制度であることが必要

+定額の補助金支給 ⇒ **長寿安心年金**

『長寿安心年金』により、公的年金の給付水準の低下を補い、生涯にわたる年金受給額等の
 予見可能性を高め、国民一人ひとりの生活設計や必要な自助努力を支えることが期待される

最後に、簡単にまとめたいと思います。老後の所得確保に関しまして、課題が二つあります。1点目は、生活設計の策定およびその検討の土台となる年金の重要性ということで、なかなか生活設計がされておらず、その年金についても、どれぐらいもらえるのかといった不安が国民の中にある、というように考えています。その中で、年金による所得確保の重要性が増していると考えています。2点目としましては、長生きへの備えとなる終身年金の重要性ということです。この課題を踏まえ、公的年金を補完する私的年金制度に求められる基本的な機能として、終身性、安定性、普及可能性の三つを挙げ、これに定額の補助金支給を加えた制度とした長寿安心年金の創設を提言いたしました。長寿安心年金により、公的年金の給付水準の低下を補い、生涯にわたる受給額等の予見可能性を高め、国民一人ひとりの生活設計や、必要な自助努力を支えることが期待されると考えています。以上、生命保険協会が公表いたしました長寿安心年金の提言について、ご説明を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

藤本 須崎様、ありがとうございました。続いて佐野様から、「老後所得の充分性と役割分担」という題で、基調講演をいただきます。



佐野 ご紹介いただきました、佐野でございます。今、須崎様から長寿安心年金という商品のご紹介がありました。私もそろそろ、年金を受け取る側の世代に入りつつある人間です。年金を受給する世代の人間がこのような場で発表するのは、若干気が引けるところがありますが、アクチュアリー会からのご指名でございましたので、お話しさせていただきたいと思っております。本日のテーマですが、公的年金制度・企業年金制度・個人の役割分担は具体的にかくあるべし、という内容ではありません。もし、そのようなことを期待されて、これにエントリーされたのであれば、若干違うお話になります。

具体的に申し上げますと、役割分担のための指標が必要なのではないのでしょうかというお話、それから、少しお時間が限られておりますので、そこまで話が行くかどうか分かりませんが、できれば、須崎様のお話しにもあった終身年金についても、若干コメントできればというように思っております。

本日のテーマ：公・私(企業or職域)・個人の役割分担

- 引退後の生活について言われていること
 - ✓ 「公的年金制度の給付水準が低下する中で企業年金の重要性が高まる」
 - ✓ 「公的年金では3千万円不足する」
- 公的年金(基礎年金・厚生年金)の水準
 - 基礎年金の額: 老後生活の基礎的部分を保障(昭和61年)^{※1}
 - 厚生年金の額: 定額部分と報酬比例部分の合計で平均標準報酬の69%(昭和61年)^{※1}
 - マクロ経済スライド適用でも所得代替率が50%が下限
- 私(企業or職域)からの給付
 - 定年退職金の平均額1,550万円^{※2}
 - ⇔ただし、全額が引退後における定期的収入の原資とはならない^{※3}
- 個人貯蓄の水準
 - 二人以上世帯の世帯主の平均純貯蓄額1,306万円(負債あり世帯では△182万円)^{※4}
 - 同60歳～69歳の年齢層の平均純貯蓄額2,206(負債あり60歳以上世帯では946万円)^{※4}

※1吉原健二・畑満著「日本公的年金制度史」による

※2平成25年就労条件総合調査の全学歴平均値

※3公務員サービス労働組合2007年アンケートでは、住宅取得・耐久消費財購入・子の教育結婚資金・旅行等に43.5%費消

※4総務省 平成27年度家計調査報告

by K. Sano 2016/11/11

1

引退後の生活についてよく言われていることですが、ファイナンシャルプランナーの方のお話の中では「老後の生活資金は、公的年金以外に 3,000 万円必要です」というフレーズが出てきます。あるいは、須崎様のお話でもご指摘されていたように、「公的年金の給付水準が低下するので、企業年金や個人年金の重要性が高まります」ということもよく言われていることです。引退後の生活について言われている、この二つのことにつきましては、「まさにそのとおり」ということだと思ふのです。

公的年金の水準についてですが、今の基礎年金ができたときには、「基礎年金は老後生活の基礎的部分を保障する」とされていました。具体的に言いますと、当時の 65 歳以上の単身無業者の基礎的な消費支出を賄える水準ということで、基礎年金の 1 人当たりの額は決められていました。厚生年金につきましても、当時 40 年加入で、当時の改正前の制度のままですと、所得代替率が高くなりすぎて現役世代の報酬水準との均衡を欠くということで、ある程度のバランスを考慮して、厚生年金の水準が設定されました。

当時の公的年金の給付水準についての考え方は、このようであったわけですが、マクロ経済スライドが導入されて、基礎年金の額も厚生年金の額も調整されることになりました。その結果、基礎年金が創設された昭和 61 年当時の公的年金の給付水準に対する考え方が実質的に変化したと考えられます。

公的年金制度の状況は以上ですが、企業から支給される退職金について統計データを見てみます。就労条件総合調査によれば、定年退職金の平均的な金額は 1,550 万円です。大企業にお勤めの皆さんからすると「だいぶ少ないな」ということが実感されると思います。従業員が 1,000 人を超える大企業の大学卒ですと、定年時の退職金は 2,500 万円を超えてくるケースもありますが、中小企業を含めて全学歴の平均ですと、大体このような水準になります。先ほど、「ファイナンシャルプランナーの方のお話として公的年金では 3,000 万円不足する」ということを申し上げましたが、平均的な定年退職金額と比較すると、退職金だけでは全くその金額には届かないことが明らかです。

ただし、退職金の全額が引退後の給付原資に回されてはいません。※3 に注記してありますが、公務員サービス労働組合の 2007 年の統計ですが、住宅取得・子供の教育資金や結婚資金といった一時的な費用に、大体 4 割程度使われてしまうという結果です。このアンケートの対象ですが、公務員を中心とした職域を

対象としているため、中小企業も含めた退職金水準 1,550 万円よりも退職金水準が高いと思われます。そのため実際の退職金の使途の割合が「平均値 1,550 万円」の人とは違っている可能性があります。退職金の全額が引退後の定期的な収入の原資にはなっていないだろうということは事実だろうと思います。

つぎに個人貯蓄ですが、総務省の家計調査報告を見ますと、2人以上の世帯、これは全年齢なのですが、平均純貯蓄額は 1,306 万円となっています。純貯蓄に関する統計データなので、貯蓄から負債を引いた金額です。ただしこの数値は、負債のない世帯も含めて 1,306 万円ということで、負債を持っている 2人以上の世帯を抽出すると、負債が超過していて純貯蓄額はマイナス 182 万円となっています。年齢別で見ますと、60歳から 69歳の年齢層では、平均純貯蓄が 2,000 万円を超えています。恐らく、これは退職金を貯蓄に回しているという事情があると思います。ただし、負債ありの世帯では純貯蓄額が半分以下の 900 万円程度になっている状態です。

このような統計データを見ると、本日のテーマの「公的年金・企業の退職給付・個人の役割分担は重要である」とはいつでも、実態はなかなか厳しいということだと思います。

1. 老後所得に関する指標 ～ 所得代替率に基づくアプローチ

- ILO条約の基礎的な社会保障の給付水準
 - ⇒ 30年加入65歳支給開始で従来所得または一般男子労働者の平均賃金の40%(最低水準: ILO102号条約)または45%(先進国水準: ILO128号条約)
- 日本における公的年金の水準
 - ⇒ 将来にわたって所得代替率50%を維持
(平成16年公的年金制度改正: マクロ経済スライド導入時～)
- OECD Pensions at a Glance 2015
 - ⇒ 年金制度の給付水準は所得代替率で比較

(例) OECD Pensions at a Glance 2015 Table 6.10 "Net mandatory public and private"

国	所得代替率
オーストラリア	58.0%
フランス	67.7%
ドイツ	50.0%
日本	40.4%
スウェーデン	63.6%
イギリス	38.3%
アメリカ	44.8%
OECD34か国平均	63.0%

(注) 上記の所得代替率の数値は、それぞれ異なるモデルに基づくものであり、単純に比較できない点に留意が必要
例えば、OECDのデータは「2014年時点の制度を前提に、年金支給開始年齢まで制度に継続加入した場合の単身モデル」で、昇給率・インフレ率等について一定の前提を置いた推計値である

by K. Sano 2016/11/11

2

最初にプレゼンテーションされた須崎様もお話されていたように、日本で老後所得の議論をするときも、老後の所得保障の充分性は所得代替率を目安とすることが多いと思います。実際に所得代替率ベースとして給付水準に言及している例としては、ILO 128 号条約の「先進国では 45%の所得代替率が最低水準」があります。これは世帯モデルとしての数値です。また、日本の公的年金の水準は、マクロ経済スライドで給付水準が調整されても、世帯モデルで所得代替率 50%は維持することになっています。スライドでは OECD の Pensions at a Glance 2015 年版の所得代替率を例示していますが、これは単身モデルの数値です。この三つの数値は計算方法やモデルが異なるため単純に比較できませんが、老後の所得保障の水準を所得代替率で表示する例が多いということが判ると思います。

2. 給付水準の指標 ～ 所得代替率アプローチと家計アプローチ

- 所得代替率アプローチ (Replacement Rate Approach)
 - ✓ 収入を指標として生活水準を表す考え方
 - ✓ 「引退後の収入 ÷ 従来所得 or 現役労働者の平均賃金」で計算
 - ✓ 引退前の生活水準を目安とした引退後の生活水準を表す指標 (OECD等の国際機関で用いられる)
 - ✓ 目標所得代替率 (target RR) を定めて老後の所得水準を設定
- 家計アプローチ (Budgeting Approach)
 - ✓ 目標とする生活水準を維持するための家計支出に注目した考え方
 - ✓ 生活に必要な食糧・燃料・衣服等の数量・価格から積み上げ方式で算定
 - ✓ 実際の家計調査・生活水準に応じた生活用品の選択等に関して判断要素が存在
 - ✓ イギリス・オーストラリアでは引退後の生活に関するFPビジネス等で活用されている

- ☆ 「所得代替率アプローチ」は「引退前と引退後の収入の対比」でイメージしやすい指標だが…
- ☆ 公的年金・企業(職域)年金・個人(自助努力)の役割分担を考える際には「家計アプローチ」を基にした検討も必要ではないか？

by K. Sano 2016/11/11

3

所得代替率による表示は、従前所得または現役労働者の平均賃金に対して、引退後の収入の比率を計算するわけですから、収入面から見た生活水準の指標というイメージになります。例にあげたように、国際機関の統計や日本の年金の充分性・給付水準の指標として使用されています。

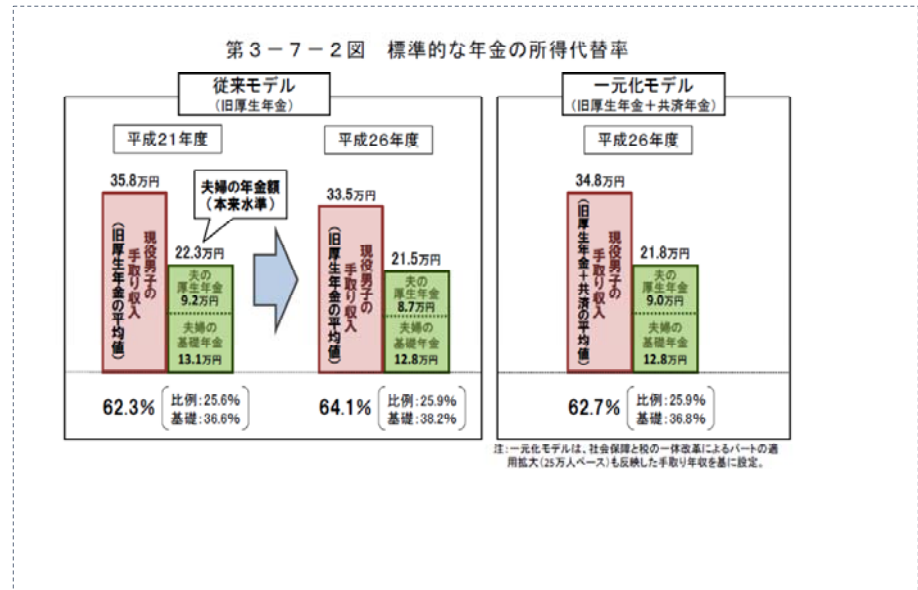
これから、本日のテーマの一つである「家計アプローチ (Budgeting Approach)」についてお話しさせていただきます。これは、家計支出に焦点を当てた給付水準の指標です。

まず目標とする生活水準を設定します。例えば、かなりの節約が必要な生活なのか、それなりの生活水準なのか、それとも余裕のある生活水準なのかを設定します。次に、それぞれの生活水準に対して、公的年金で賄う範囲、企業あるいは職域で対応する範囲、個人の自助努力で賄うべき範囲をそれぞれ対応させて老後所得保障の役割分担の目安にするというアプローチです。

実際に家計アプローチはオーストラリアで使われています。あとでオーストラリアの家計アプローチによる役割分担の事例について、具体的にご説明させていただきますけれども、公的年金の水準、強制適用の私的年金制度である Superannuation を加えた水準、さらに、それに個人貯蓄を上乗せして想定する水準の対応関係を明示しています。それぞれの制度ではどのような生活水準を想定しているのかということ、国民に広く公表して自助努力を促しています。

なぜ、このような指標が必要と考えたかといいますと、所得代替率は収入面からはイメージしやすいのですが、家計支出から見た生活水準との対比という面では少し判りにくいところがあります。スライド4とスライド5は、公的年金の所得代替率に関する資料で、須崎様のご説明とも重複しますので、ご説明は省略させていただきます。

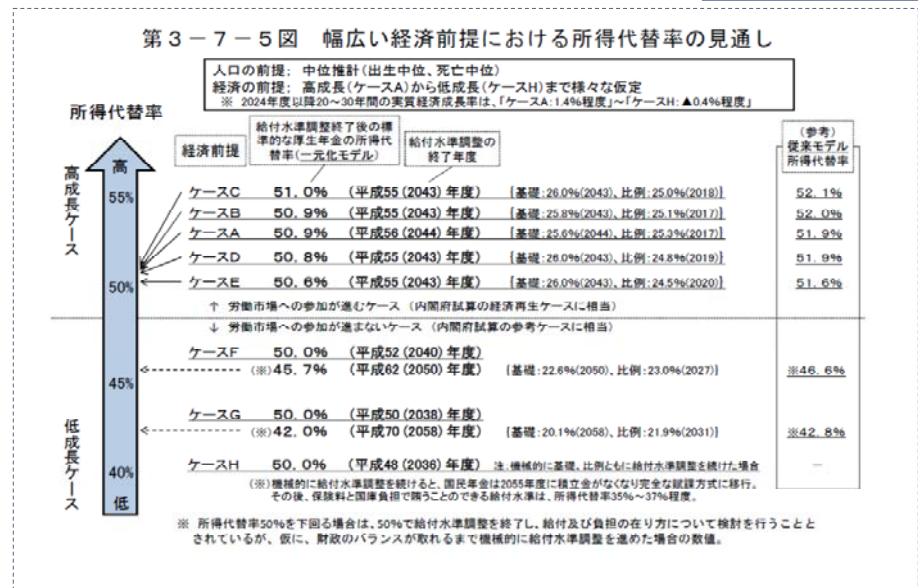
(参考)日本の公的年金の給付水準 ① ～ 平成26年度財政検証結果レポート



by K. Sano 2016/11/11

4

(参考)日本の公的年金の給付水準 ② ～ 平成26年度財政検証結果レポート

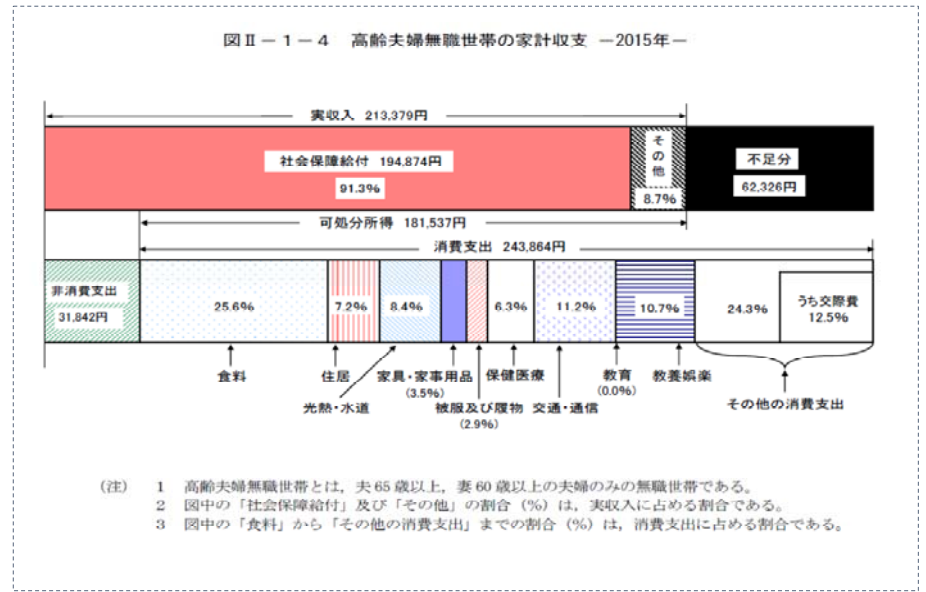


by K. Sano 2016/11/11

5

スライド6に総務省の家計調査による高齢無職の夫婦世帯の家計収支データを掲載しています。

(参考)高齢者の家計収支① ～ 平成27年総務省家計調査(夫婦世帯)

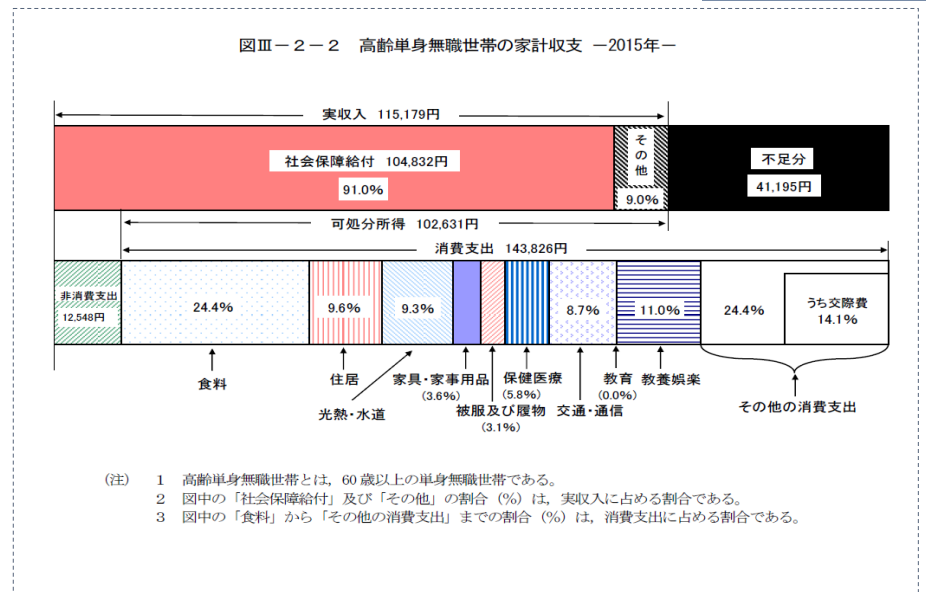


by K. Sano 2016/11/11

6

このデータからは、高齢無職夫婦世帯の費目別の支出の内訳と収入の内訳が判ります。どの費目でどの程度の支出があるか、収入面では実収入の中で社会保障給付がどの程度を占めているかなど、実際の高齢者世帯の収入と支出が判ります。

(参考)高齢者の家計収支② ～ 平成27年総務省家計調査(単身世帯)



by K. Sano 2016/11/11

7

スライド7では高齢単身無職世帯の家計収支ですが、夫婦世帯とは収入・支出ともに費目別の金額や不足額が異なっています。これを見ると、家計アプローチでは単身なのか夫婦なのかといった世帯構成にも注目する必要があることが判ります。

(参考)年齢階層別高齢者家計収支③ ～ 平成27年総務省家計調査(夫婦世帯)

表Ⅱ-1-3 世帯主の年齢階級別家計収支(二人以上の世帯のうち高齢無職世帯) -2015年-

項目	平均	(円)			
		60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
世帯数分布(1万分比)	10,000	872	2,228	2,630	4,270
世帯人員(人)	2.42	2.59	2.51	2.40	2.36
世帯主の年齢(歳)	73.5	62.6	66.9	72.0	80.1
持家率(%)	92.8	93.3	93.2	92.4	92.7
実収入	211,135	173,254	229,895	209,215	210,285
社会保障給付	177,970	117,001	182,687	181,257	185,942
非消費支出	30,830	31,264	36,233	29,782	28,565
可処分所得	180,305	141,991	193,662	179,433	181,721
消費支出	247,815	276,620	275,872	248,122	227,266
黒字	-67,510	-134,629	-82,209	-68,688	-45,545
平均消費性向(%)	137.4	194.8	142.5	138.3	125.1
黒字率(%)	-37.4	-94.8	-42.4	-38.3	-25.1

(注) 高齢無職世帯とは、世帯主が60歳以上の無職世帯である。

by K. Sano 2016/11/11

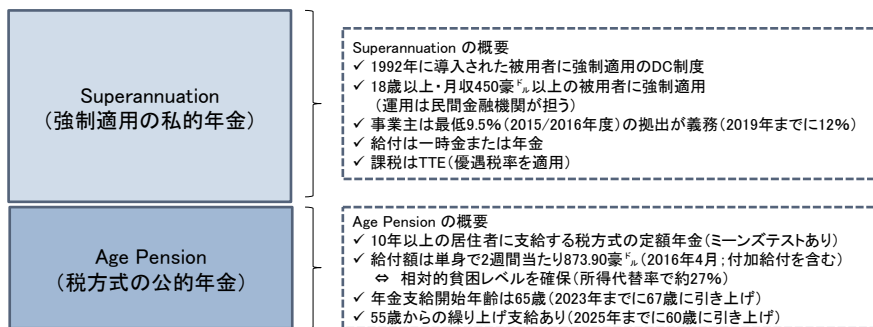
8

スライド 8 は二人以上の高齢無職世帯の年齢階層別の家計収支のデータです。これを見ると、年齢階層によっても家計収支の状況が異なるのが判ります。したがって、家計アプローチでは、単身なのか夫婦なのかという世帯構成だけでなく、年齢階層はどうかといった要素についても、生活水準のモデルを設定するのが重要であることが判ります。

次に、オーストラリアの家計アプローチの例を、これから見ていきたいと思います。

3. 給付水準の指標 ～ 家計アプローチの例(オーストラリア) ①

【オーストラリアの年金制度】



by K. Sano 2016/11/11

9

スライド 9 はオーストラリアの年金制度の概要です。税方式の公的年金と強制的な私的年金である Superannuation の二階建て構造になっています。公的年金の水準は、細かい字で恐縮ですが、所得代替率

は27%程度で設定されていて、この水準は相対的貧困水準をカバーするものです。

オーストラリアの家計アプローチは、オーストラリア政府が音頭を取り、1995年から時間をかけて開発しています。

これからお話しします家計アプローチには、オーストラリア政府が主導して1995年～1998年に開発されたSPRCアプローチと、それを発展させたThe Westpac/ASFAアプローチがあります。

3. 給付水準の指標 ～ 家計アプローチの例（オーストラリア）②

➤ The Westpac/ASFA Retirement Living Standards

- ✓ Social Policy Research Center of the University of New South Wales (SPRC)が1995年から時間をかけて開発した生活水準に関する指標を発展させたもの
 - ✓ Westpac/ASFA Retirement Living Standardsは「modest」と「comfortable」の二通りの生活水準を想定し、「単身(single individual)」と「夫婦(couple)」の2パターンの家計を想定
 - ✓ 「modest」は基礎的な生活水準を想定しており、レジャーや社会活動への参加は一定の範囲内に限定
 - ✓ 「comfortable」は、様々なレジャー活動や広範な社会活動が可能な生活水準であり、健康維持・一定水準以上の自動車の保有・海外旅行等が可能な生活水準
 - ✓ The Westpac/ASFA Retirement Living Standardsは、私的年金(Superannuation)を含めた老後の所得保障水準の目安として用いられる
- ⇒ SPRCレポートにおける「Living Standards」と「The Westpac/ASFA Retirement Living Standards」の概要を次ページ以降で紹介

(出所) Approaches to Measurement of Retirement Costs (Mandatory Provident Fund Schemes Authority: Hong Kong January 2010)

SPRCアプローチでは、儉約を必要とするが最低限の社会生活を送るのが可能な水準の生計費(Low Cost Standards and living: LC)と、標準的なオーストラリア人の生活を送るために必要な生計費(Modest but Adequate standards of living: MBA)を想定しています。世帯類型としては、70歳の単身の女性と夫婦ともに70歳の世帯を想定しています。

3. 給付水準の指標 ～ 家計アプローチの例（オーストラリア）③

➤ SPRC Approach作成の経緯

- ✓ 1995年～1998年にオーストラリア政府社会保障部(the Commonwealth Department of Social Security)の委員会のもとでSPRCが「Low Cost standards of Living(LC)」と「Modest but Adequate standards of living(MBA)」を検討
- ✓ Budget Standardsは政府の生活支援(income support)のベンチマークとして活用するほか、公的年金・私的年金の水準を検討する際の情報として活用
- ✓ 家族構成・家族の年齢構成等により生計費は異なるが、70歳の女性単身者および夫婦(夫婦ともに70歳)を対象に生計費を検討(ただし、住宅を保有していることが前提)
- ✓ その後、1997年～2003年の物価等の変動・生活水準の再検証を行ってFinal Reportを2004年1月に作成

➤ SPRC ApproachのStandards of Living

- ✓ Modest but Adequate standards of living(MBA)
標準的なオーストラリア人の生活を送るために必要な水準の生計費
50%以上の家庭で保有・消費される物がBudgetに含まれる
LCの約1.3倍の水準の生計費となる
 - ✓ Low Cost standards of living(LC)
節約を必要とするが、オーストラリアにおいて社会生活を送るのが(ギリギリ)可能な水準の生計費
75%以上の家庭で保有・消費される物がBudgetに含まれる
Medianの50%程度の水準の生計費(≒Age Pensionの水準の目安) ⇔ 貧困水準はクリア
- ⇒ MBAもLCも水準が低すぎて強制適用のSuperannuationも含めた生活水準の目標としては不適切なため Comfortable Affluent Sustainable Standards(CAS)を導入

(出所) Updating and Extending Indicative Budget Standards for Older Australians Final Report
(Social Policy Research Center University of New South Wales January 2004)

by K. Sano 2016/11/11

11

SPRCアプローチのローコスト(LC)は、オーストラリア政府が、社会保障を行う上で、国が関与する生活支援として位置づけている公的年金のレベルに対応すると整理しています。それ以上の部分については、強制適用のSuperannuationを上乗せすることを前提に、標準的な生活水準を確保するということが目標となっています。

標準的な生活水準の家計支出であるMBAには、オーストラリアの家庭の50%以上で保有・消費される物やサービスが含まれるということになっています。ちなみに、ローコスト(LC)の家計支出では、オーストラリアの家庭の75%以上で保有・消費される物やサービスを購入できる生活水準です。

3. 給付水準の指標 ～ 家計アプローチの例（オーストラリア）④

➤ SPRC Budget Standards (1997年2月時点)

(単位:豪ドル)

	modest		Low cost		英文の費目名
	単身	夫婦	単身	夫婦	
住居費	46.1	47.7	46.1	47.5	Housing
光熱費	8.7	10.4	8.2	9.4	Energy
食費	47.2	95.5	37.3	75.8	Food
被服費	14.3	24.6	13.0	21.9	Clothing and Footwear
日用品購入	45.1	47.7	37.2	37.1	Household Goods and Services
医療費	8.5	16.0	7.1	13.1	Health
交通費	55.5	56.2	38.5	39.2	Transport
レジャー	38.6	63.9	22.1	41.2	Leisure
雑費	16.1	25.6	5.5	10.4	Personal Care
1週間合計	280.1	387.6	215.0	295.6	

Low cost living standardのイメージ

- 食費は安価な食材で賄える範囲(外食・飲酒・喫煙は不可)
- ペットの飼育は不可
- 理髪等の生活サービスは年金受給者向けの割引がある日へのみ利用
- 衣料は安売りに必要が生じたときのみ購入
- 必要最小限で中古車は利用可能だが最安値のガソリンを使用
- 3年に1回、オフシーズンで最安値の宿泊施設利用の旅行(1週間)は可
- 臨時の出費(病氣等)に対する備えはなし

(出所) Updating and Extending Indicative Budget Standards for Older Australians Final Report
(Social Policy Research Center University of New South Wales January 2004)

by K. Sano 2016/11/11

12

スライド 12 に、SPRC によるローコスト (LC) と標準 (MBA) の家計支出が具体的に示されています。
 ローコスト (LC) の各費目のイメージを記載してありますが、「食費は安価な食材」とか「衣料品は安売りショップ」といった、支出品目ごとに具体的に例示している点に注目してください。

3. 給付水準の指標 ～ 家計アプローチの例 (オーストラリア) ⑤

➤ Comfortably Affluent and Sustainable Standards (CAS) の導入

- ✓ Superannuation等による積立を前提とした「快適で余裕があり持続可能な生活水準目標」としてCASを提案
- ✓ CASの水準は「高齢者の所得第五五分位(トップ20%)」(次ページ)を参考に「十分な積立金を保有した引退者で、多額の積立金の取崩を必要とせずに、健康でレジャーを楽しむことが可能な生活水準」として設定
- ✓ CAS(2003年9月時点) (単位:豪ドル)

	単身	夫婦	C A S の 支 出 概 要
住居費	55	60	住居の補修費用(引退後の早期のキッチン・バスルーム改を含む:耐用年数20年)
光熱費	10	15	一般的な中規模の住宅で必要となる光熱費(冷暖房費用を含む)
食費	59	130	食糧とビール購入費に加えて週当たり2本のワイン購入費(MBAはワインなし)
被服費	52	95	必要に応じてデパートでの購入(MBAでは安売り店での購入を想定)
日用品購入	79	95	一般的な日用品の購入に加えて、定期的な害虫駆除・ホームセキュリティシステムの設置・1週間当たり5回の長距離電話等の費用を含む
医療費	37	74	通常の医療費に加えて、健康維持のための費用(ビタミン剤・グルコサミン等のサプリメント購入費用、デジタル血圧計の購入費用等)を含む
交通費	103	120	交通手段として、トヨタカムリ級の自家用車での移動に大きく依存することが前提(自家用車の減価償却費が含まれる)
レジャー	227	454	年数回の国内旅行と5年に1回の海外旅行、ステレオ等の家電製品とPC、および、週3回の外食費用
雑費	28	59	
1週間合計	650	1,102	

(出所) Updating and Extending Indicative Budget Standards for Older Australians Final Report
 (Social Policy Research Center University of New South Wales January 2004)

by K. Sano 2016/11/11

13

スライド 13 で示した The Westpac/ASFA アプローチでは、「快適な生活 (Comfortably Affluent and Sustainable Standards : CAS)」が導入されています。

快適な生活は、公的年金のみではなく、Superannuation や自助努力を含めて達成する目標として示されていると思います。生活水準としては、「十分な積立金を保有していて、多額の積立金の取崩を行わずに、健康でレジャーを楽しむことができる」というイメージです。例えば、「快適な生活」では、食費のところを見ていただきますと、食料とビール購入費に加えて週当たり 2 本のワインの購入費が含まれています。本日の資料にはありませんが、「標準的な生活」ではワイン 2 本がなくビールだけですし、ローコストでは飲酒は不可となっています。このように、具体的な生活イメージが湧くように、細かい部分まで商品やサービスの支出を積上げています。

繰り返しになりますが、SPRC アプローチのローコストの生活水準は公的年金で、標準的生活水準は公的年金に Superannuation を上乗せして達成することを想定していたようです。しかし、この生活水準では低すぎるということで、「快適な生活」という生活水準を国民に見せて自助努力を促すということだろうと思います。

3. 給付水準の指標 ～ 家計アプローチの例（オーストラリア）⑥

【参考】オーストラリアの家計分析結果(単身者:2003年9月:単位豪ドル)

- ✓ 家計支出額合計では、「CAS:MBA=2.57:1.0」、「MBA:LC=1.3:1.0」の関係
- ✓ 「CAS:MBA」の比率が2.6を大きく上回るのは、被服費・日用品購入・交通費・レジャー
- ✓ 購入商品の質などについて引退者の消費行動を勘案してCASに反映

(単位:豪ドル)

	第一 5分位	第二 5分位 (LC)	第三 5分位 (MBA)	第四 5分位	第五 5分位 (CAS)	第五分位 ÷ 第三分位
住居費	31.85	32.60	42.48	48.18	64.14	1.51
光熱費	11.43	12.75	13.14	13.33	15.65	1.19
食費	46.92	71.20	78.92	87.67	112.53	1.43
被服費	2.59	6.61	9.70	16.90	32.42	3.34
日用品購入	17.40	30.10	35.72	53.21	114.96	3.22
医療費	10.19	14.83	20.23	29.87	53.68	2.65
交通費	12.72	19.83	31.55	48.34	162.65	5.15
レジャー	10.88	22.26	34.47	52.39	122.40	3.55
雑費	7.13	12.70	22.67	28.95	64.25	2.83
1週間合計	151.11	222.88	288.89	378.83	742.68	2.57

(出所) Updating and Extending Indicative Budget Standards for Older Australians Final Report
(Social Policy Research Center University of New South Wales January 2004)

by K. Sano 2016/11/11

14

スライド 14 にはローコスト・標準的生活・快適な生活の水準を比較したものです。ローコスト (LC) は所得代替率 27%程度ということですから所得 5 分位でいうと、下から二番目の第二 5 分位になります。標準的生活の MBA は真ん中の第三 5 分位に、快適な生活の CAS は最上位の第五 5 分位になります。

オーストラリアの家計アプローチの例をご紹介しましたが、日本の生活保護の支給水準も家計アプローチに基づいた方法であるように思います。

4. 日本の社会保障制度における「家計アプローチの例」①

▶ 生活保護制度の概要

- ✓ 資産・能力等のすべてを活用してもなお生活に困窮するものに対し、困窮の程度に応じて保護を実施
- ✓ 不動産・自動車・預貯金等の資産、年金等の社会保障給付、扶養義務者からの扶養の活用が前提
- ✓ 支給される保護費＝最低生活費－年金等の収入

保護の種類と内容

生活を営む上で生じる費用	扶助の種類	支給内容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱費等)	生活扶助	基準額 1類:食費・被服費等の個人的な経費 2類:光熱費・家具什器等の世帯共通の経費 その他に母子加算・障害者加算等がある
アパート等の家賃・地代	住宅扶助	地域等の基準に応じて一定の範囲内で実費を支給
義務教育を受けるために必要な学用品・給食費等	教育扶助	学齢等に応じて基準額を支給
医療サービスの費用	医療扶助	直接医療機関に支払(本人負担なし)
介護サービスの費用	介護扶助	直接医療機関に支払(本人負担なし)
出産費用	出産扶助	定められた一定の範囲内で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる費用	生業扶助	定められた一定の範囲内で実費を支給
葬祭費用	葬祭扶助	定められた一定の範囲内で実費を支給

(出所)厚生労働省ホームページ

by K. Sano 2016/11/11

15

生活保護には、生活扶助や住宅扶助、医療扶助などいろいろとありますが、スライド 17 にあるとおり、3 人世帯を基準にして、一般世帯の消費支出と比較して最低生活費を決定します。このような仕組みは、オ

ーオーストラリアの事例とよく似ています。

4. 日本の社会保障制度における「家計アプローチの例」②

➤ 生活扶助基準の改定方式の変遷

改定方式	適用時期	内 容
①標準生計費方式	1946年～1947年	経済安定本部が定めた世帯人員別の標準生計費を基に算出し、生活扶助基準とする方式
②マーケットバスケット方式	1948年～1960年	最低生活を営むために必要な飲食物や衣類、家具什器、入浴料といった個々の品目を一つ一つ積み上げて最低生活費を算出する方式
③エンゲル方式	1961年～1964年	栄養審議会の答申に基づく栄養所要量を満たし得る食品を積み上げて計算し、別に低所得世帯の実態調査から、この飲食物費を支出している世帯のエンゲル係数の理論値を求め、これから逆算して総生活費を算出する方式
④格差縮小方式	1965年～1983年	一般国民の消費水準の伸び率以上に生活扶助基準を引き上げ、結果的に一般国民と非保護世帯との消費水準の格差を縮小させようとする方式
⑤水準均衡方式	1984年～	当時の生活扶助基準が、一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当であるとの評価を踏まえ、当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえると同時に、前年度までの一般国民の消費実態との調整を図るという方式

➤ 生活扶助基準の設定方法

- 3人世帯(33歳・29歳・4歳)を基軸として設定
- 一般世帯の消費実態の1類(食費等)と2類(光熱費等)の構成割合を参考として生活扶助基準額を1類と2類に展開
- 1類は年齢別の栄養所要量を参考とした指数で年齢別に展開(年齢階層別一人当たり金額を決定)
- 2類は一般世帯における世帯人数別の消費支出を参考とした指数で展開(世帯人数別の金額を設定)

(出所)厚生労働省ホームページ

スライド18で、日本の生活保護支給額と、オーストラリアで最低生活を保障する公的年金(Age Pension)の支給額を比較してみました。

4. 日本の社会保障制度における「家計アプローチの例」③

➤ 生活保護(生活扶助部分)の給付水準

	東京都区部等	地方郡部等
3人世帯(33歳・29歳・4歳)	158,380円	129,910円
高齢単身世帯(68歳)	79,790円	64,480円
高齢者夫婦世帯(68歳・65歳)	119,200円	96,330円
母子世帯(30歳・4歳・2歳)	188,140円	158,170円

低所得層である第1・十分位の生活扶助に相当する消費支出額の水準と比較して決定

(注)金額は2016年4月1日現在の水準で児童養育加算等を含む

【参考】オーストラリアのAge Pension(税方式の公的年金の水準:2016年10月時点の額)

	単 身	夫 婦
基礎額	797.90豪ドル (63,832円)	1,203.00豪ドル (96,240円)
付加額	65.10豪ドル (5,208円)	98.20豪ドル (7,856円)
燃料補助	14.10豪ドル (1,128円)	21.20豪ドル (1,696円)
合計	877.10豪ドル (70,168円)	1,322.40豪ドル (105,792円)
月額換算 (2倍)	1,754.20豪ドル (140,336円)	2,644.80豪ドル (211,584円)

(注)1豪ドル=80円で換算

(出所)厚生労働省ホームページ、および、オーストラリア政府Department of Human Serviceのホームページ

- 「付加額」・「燃料補助」はAge Pensionの受給者に支給される
- Age Pensionの支給水準に関するPolicyは、平均年収の27.7%(単身)および41.8%(夫婦)が目標準
⇒「Low cost living standard(最低生活水準)」にほぼ相当
- 最低生活水準を超える部分(MBAやCASの水準)の達成は政府責任の範囲を超える
⇒ Superannuationその他自努力によって達成すべき

Low cost living standardのイメージ

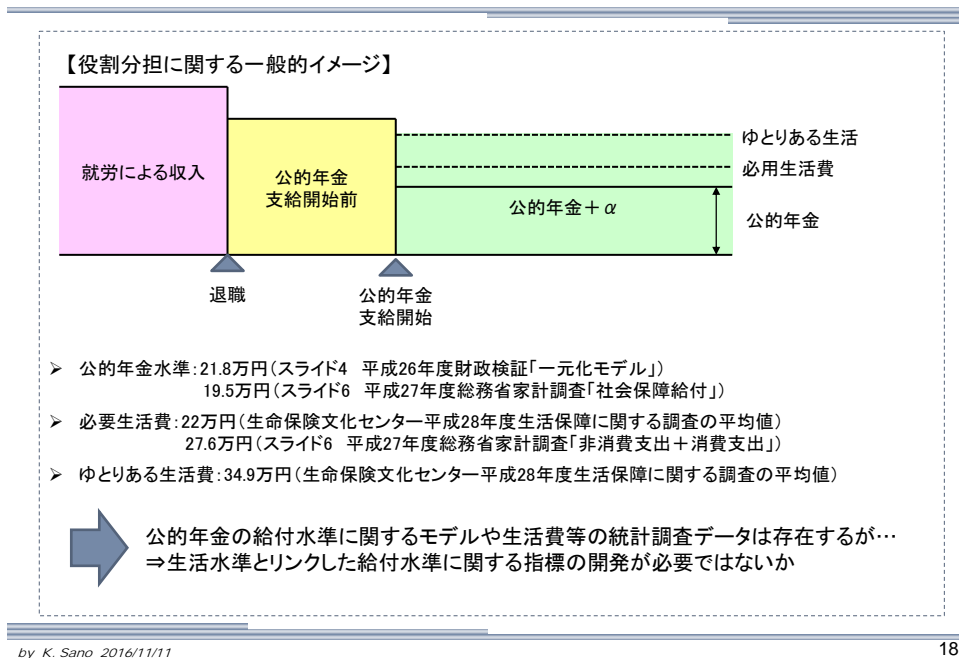
- 食費は安価な食材で賅える範囲(外食・飲酒・喫煙は不可)
- ペットの飼育は不可
- 理髪等の生活サービスは年金受給者向けの割引がある日にのみ利用
- 衣料は安売り店で必要が生じたときのみ購入
- 必要最小限で中古車は利用可能だが最も安価のガソリンを使用
- 3年に1回、オフシーズンで最安値の宿泊施設利用の旅行(1週間)は可

このスライドを作った後で、「この資料、作らなきゃよかったなあ」と思っています。なぜかといいますと、日本の生活保護の支給額とオーストラリアの公的年金(Age Pension)の額を単純に比較するのは無理があるからです。例えば、オーストラリアのAge Pensionの基礎となるローコストでは、生活費の中に医療費が入っているのですが、日本の場合、医療費は現物支給といった違いがあります。そのため、単純に

支給額という金銭面だけの比較は、生活実態を反映できていない可能性があるため、あまり意味がないと今になって考えているところです。

お時間もだいぶ過ぎてきましたので、ここから少しスピードアップして、公的年金・私的制度・個人の自助努力の役割分担の話に進みたいと思います。

5. 公・私(企業or職域)・個人の役割分担 ①



スライド 18 は公的年金・私的制度・個人の役割分担の一般的なイメージを表したものです。

公的年金支給開始前は就労で、公的年金支給開始後は公的年金 + α で生活費を賄うというイメージです。生活費の水準についてはよく、「必要生計費は 22 万円なので公的年金のモデル支給額にほぼ一致するが、ゆとりある生活費には約 35 万円必要なので、13 万円の上乗せが必要」といった議論がされます。でも、統計データによって必要生計費の水準や公的年金の支給額が異なるため、基礎にするデータが違えば役割分担の議論の結論が変わってきます。

そういうことを考えると、先ほど見ていただいたような、オーストラリアのローコストで必要最低限の生活水準・標準的な生活水準・快適な生活水準を設定して役割分担を議論するというものと比べると、日本の議論は多少甘いというような感じがいたします。そもそも、公的年金と企業年金、個人の自助努力の役割分担の議論をするのであれば、それぞれの制度の役割に見合った給付水準に関する指標が必要なのではないでしょうか。この点が役割分担についての 1 つ目の論点です。

二つ目の論点は終身年金についてです。

スライド 18 の図でもそうですが、公的年金との役割分担というと、公的年金の支給額に上乗せするというイメージで議論することが多いように思いますが、別の視点があるのではないかとのお話をさせていただきます。

5. 公・私(企業or職域)・個人の役割分担 ②

- 終身年金パラドックス
終身年金は選択されない傾向にある
⇨保険料負担の重さと長寿リスク評価の難しさ
イギリスのFreedom and ChoiceではDB年金原資の一時金引出が可能に
⇨終身年金取得率が低下する？
- 終身コストの負担者と限界
欧米では終身年金に関連する企業のコスト負担増加への懸念からDC化が進行
日本の企業年金では「保証期間(=退職金からの年金原資)」を設ける例が一般的
⇨保証期間を超過して支払う部分が追加コスト
⇨死亡率改善に伴う追加コストは欧米に比べれば限定的と考えられるが…
- 終身年金の効率性
終身年金は母集団が大きくないとリスク分散が効かない
強制適用でないと逆選択が起こる
⇨もっとも効率的な終身保障の提供手段は強制適用の公的年金では

by K. Sano 2016/11/11

19

個人向けの終身年金保険では「終身年金パラドックス」ということが言われます。長生きリスクは大きいのですが、保険料との関係でしょうか、終身年金保険は選択されない傾向があるということです。イギリスでは、拠出建職域年金制度の年金原資全額の一時金選択が可能になりました。さらに、給付建制度の年金原資も一時金選択が可能となったため、給付建制度でも一時金を選択して終身リスクに晒される人が増えるのではないかと懸念されています。アメリカやイギリスで、給付建制度から拠出建制度への移行が進んでいますが、企業が長寿リスクを回避するための手段として行っています。拠出建制度からの給付は本質的に一時金ですので、終身年金パラドックスは、老後の所得保障では大きな問題になると思います。

5. 公・私(企業or職域)・個人の役割分担 ③

- 公的年金(基礎年金・厚生年金)のカバー範囲
基礎年金の額: 老後生活の基礎的部分を保障(昭和61年)※
厚生年金の額: 定額部分と報酬比例部分の合計で平均標準報酬の69%(昭和61年)※
⇨マクロ経済スライドが導入されて公的年金額と生活費の関係が変化
⇨基礎年金でカバーすべき範囲をどのように考えるか(生活保護との関係は?)
⇨厚生年金でカバーすべき範囲をどのように考えるか
※吉原健二・畑満著「日本公的年金制度史」による
 - 私(企業or職域)でカバーする範囲
どの程度の給付水準を想定するか
企業年金制度の支給期間は終身か有期か
年金の支給開始時期は公的年金と同一か否か
退職金の引退後収入としての活用方法をどう考えるか
 - 個人でカバーする範囲
どの程度の給付水準を想定するか
企業年金制度の支給期間は終身か有期か
年金の支給開始時期は公的年金と同一か否か
- ➡ 従来は「公的年金の上乗せ」という観点からの議論が多いが…
⇨終身年金パラドックス等も考慮すると「支給期間による役割分担」も検討に値するのでは

by K. Sano 2016/11/11

20

公的年金・企業や職域の退職給付・個人の自助努力の役割分担を検討する際には家計アプローチが重要であるとお話ししました。

スライド20にありますように、元々、基礎年金は老後生活の基礎的な部分を保障するという考え方で水準が決定されましたが、マクロ経済スライドが入ったため、「老後の基礎的な生活を賄う」という基礎年金の性格は変わったといえるでしょう。現在の仕組みを前提とすると、公的年金のカバーする範囲が、所得代替率50%が下限という点も含めて、変化しているという難しい状況にあるように思います。

それを踏まえた上で、いろいろな生活水準を想定して、「公的年金の役割はここまで、企業や職域で提供される退職給付でカバーできる部分はここまで、それ以上の生活水準を確保するためには個人はここまで自助努力しなければならない」というアプローチをすることになるのだと思います。

次の玉木先生のプレゼンテーションでもお話があると思いますが、終身年金は母集団が大きくなければリスク分散が利きませんので、一番効率的な終身保障の提供手段は強制適用の公的年金だと個人的には思っています。それなりの水準の終身保障を効率的に確保するということから考えると、公的年金に企業年金などの給付を上乗せするという一般的なアプローチではなく「支給期間による役割分担もあり得るのではないか」ということを、イギリスの事例を見ながら検討したいと思います。

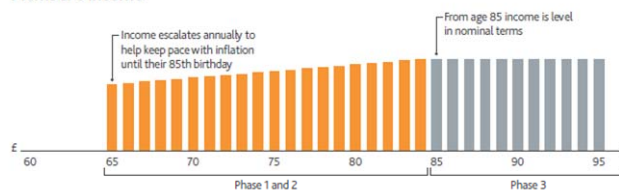
7. NESTの「Default draw down」からの示唆 ①

- NESTでは「低コストの終身年金支給」を目的としたデフォルト引出を設定
- NESTのデフォルト引出
 - 三段階の年齢階層(65歳～75歳～85歳～)
 - ①柔軟性を備えた引出⇔cash lump sum fund
 - ②安定的定額引出(インフレヘッジあり) & 85歳以降に備えた終身保険購入⇔income drawdown fund
 - ③終身保障(インフレヘッジなし)⇔later-life protection fund

Figure 5.1 Member Income profile

What a member sees

Member's income



(出所)NEST The future of retirement

by K. Sano 2016/11/11

21

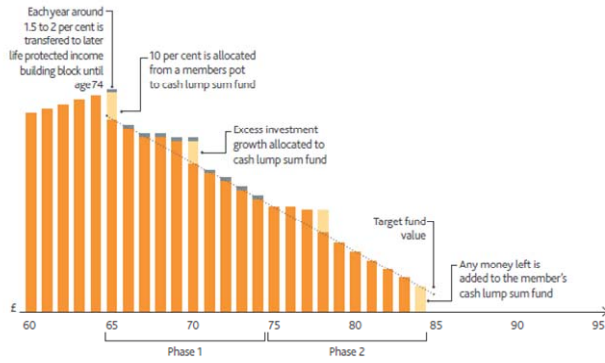
スライド21はイギリスのNESTのデフォルト取崩方法を大まかに解説したものです。デフォルトの取崩では、65歳時点でそれまでに積み立てた年金原資を、必要に応じて柔軟に取崩するための原資「cash lump sum fund」と85歳まで安定的に取崩するための原資「income drawdown fund」に分割します。終身年金については85歳支給開始の終身年金原資を65歳～75歳の間で、income drawdown fundからの取崩額を積み立てるという方法です。

7. NESTの「Default draw down」からの示唆 ②

Figure 5.2 NEST's core retirement income strategy building blocks

How their income is generated

Income drawdown fund



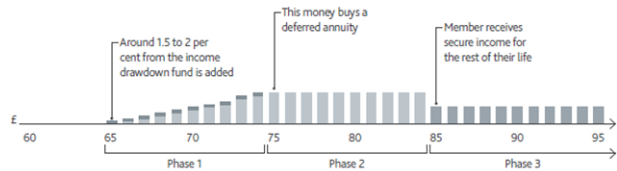
(出所) NEST The future of retirement

by K. Sano 2016/11/11

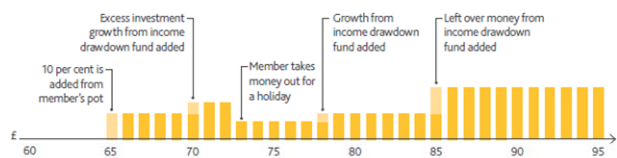
22

7. NESTの「Default draw down」からの示唆 ③

Later-life protected income fund



Cash lump sum fund



(出所) NEST The future of retirement

by K. Sano 2016/11/11

23

スライド 22 と 23 にそれぞれのファンドの仕組みについて概要が記述されていますので、後で見てください。

NEST のデフォルト引出で工夫されている点は、終身年金の支給開始年齢を、イギリスの平均寿命を上回る 85 歳に設定して、低コストで長寿リスクに対応しようとしていることだと思います。65 歳からの終身年金保険を購入する場合と比べると、終身年金保険の購入コストを低くすることが可能になるとため、終身年金パラドックスを回避できるのではないかとこの方法がデフォルトになっているのだろうと思います。

そろそろ時間も無くなってきましたので、最後に簡単にまとめておきたいと思います。

8. まとめ

- 公・私(企業 or 職域)・個人の役割分担を議論するための生活水準にリンクした給付の充分性に関する指標が必要
- 公的年金の最も基本的な機能は「低コストの終身保障」の提供
- 有期年金・DC化が進行している中では「上乘せ」以外に「つなぎ」による分担があり得る
- 退職金・個人貯蓄も含めて「効率的な引出商品」が必要
- 従来の年金アクチュアリーの本業務は「DBの積立段階への関与(財政検証)」だが「引出段階における商品設計」にも関与を強めるべき
- 公的年金・企業年金・退職金・個人貯蓄等を含めた制度横断的な引退後給付に関するFP的な関与が重要になるのではないか

by K. Sano 2016/11/11

24

前半でお話ししたのは、公的年金・企業年金・個人の役割分担を議論するためには、今まで日本では所得代替率で議論していましたが、それだけでは充分ではないのではないかとことです。さらに一歩進めて、いろいろな生活水準を複数想定して、その想定した生活水準にリンクした給付の充分性に関する指標を、家計アプローチの手法を使って作成することが必要なのではないのでしょうか。

後半でお話ししたのは、公的年金の最も基本的な機能は、低コストの終身保障の提供であるということです。この公的年金の機能を最大限に生かすためには、企業年金や個人の自助努力は上乘せ以外のつなぎ機能重視ということも検討に値するのではないかとことです。確定給付企業年金制度では多くの制度が有期年金ですし、確定拠出年金は本質的に一時金制度です。企業や個人に終身年金を期待するのは、コスト面からも厳しいため、有期年金にして公的年金の支給開始までのつなぎ機能を期待する。公的年金の支給開始時期は、企業年金や個人年金の支給終了以降の期間まで遅らせて、終身保障機能を期待するというような役割分担も考えられるのではないかと思います。イギリスのNESTの例は、私的年金制度で低コストの終身保障を行うための工夫ですが、日本では企業年金や退職金、個人貯蓄と公的年金の役割分担を考える上での参考になるようにも思います。

パネルディスカッションの論点にも少し入ってしまいましたが、従来、年金アクチュアリーはどちらかというと給付建制度の積立水準の検証を中心とした財政運営への関与がメインでした。しかし、拠出建制度の普及や、企業年金以外の退職金や個人貯蓄も含めて老後の所得保障を考えなければならないといった現状を考えると、引出段階における効率的な商品の研究や提案も重要な役割として認識する必要があるように思います。須崎様のプレゼンにあった「長寿安心年金」のご提案もそのような流れの中で理解することが重要なのだと感じます。

また、家計アプローチといったような側面も併せて考えると、すでに資格をお持ちの方もいらっしゃると思いますが、アクチュアリーもファイナンシャルプランナーの素養が必要になってきていると思います。従来の給付建制度の財政検証や給付設計以外に、退職金や個人貯蓄も含めた総合的な引退後生活に関する

アドバイスも必要になってくるのではないのでしょうか。

与えられたお時間を、少し超過してしまい恐縮なのですが、私の話はこれで終了させていただきます。どうも、ご清聴ありがとうございました。

藤本 ありがとうございました。佐野様には、のちほどディスカッションの中で、まだお触れいただかなかったところなどを補足いただきたいと思います。

引き続き、今度は玉木先生より、「金融の視点から見た老後の生活保障のあり方」という題で、基調講演をいただきます。玉木先生、よろしくお願いたします。

金融の視点から見た 老後の生活保障の在り方

平成28年度 日本アクチュアリー会 年次大会
大妻女子大学短期大学部
玉木 伸介
2016年11月11日

玉木 はい。今ご紹介いただきました玉木でございます。先ほどご紹介の中にもありましたけれども、私は元々日本銀行の人間で、私の日本銀行での最後の仕事は何だったかという、GPIFへの出向でございました。そこで年金の運用等を実際にも実務的にやったわけなのです。それ以前からも、年金に対して関心はあったのですが、日本銀行の職員目から見ておまして、年金の世界、あるいは企業年金の世界は大変遠い、不思議な、分からない世界であったという記憶が非常にございます。年金の運用というものは、信託銀行やあるいは生命保険会社等で実際行われていたわけですが、日本銀行目から見ると、銀行や信用金庫、あるいは株式市場を通じて行われるさまざまな金融、債券市場を通じて行われる金融はある程度よく分かるのですが、年金のお金が、個人からどこかに集まり、それが信託やどこかへ行って、そしてこうなるという話については、非常に分からないといえますか、とても遠いところにあったという感じがいたします。

しかし、日本銀行の中でもいろいろな仕事があり、その中に、資金循環勘定の統計を作るという仕事がございます。そこでは、年金というものは完全に金融仲介の中に入っております。ある意味、銀行と並列の扱いになっています。個人に所得があり、可処分所得になり、そのうちから貯蓄する、それが銀行に行く、それが企業に行くなどということと、企業のお金が、企業年金に行き、どこかの信託銀行や生命保険会社に行き、どこかの企業に貸されるという点では、実は全く同じでございます。ということになると、この企業年金といったもの、あるいは私的年金といったものも、金融という観点から眺めてみると、実は必要なのではないかということでございます。

「公的年金」という四文字熟語と「私的年金」という四文字熟語は字としては「公」と「私」の違いだけです。ただ、それは運営主体が公的と私的との違い、それだけかという、実はそうではないのです。私は、この年金といったものを、金融、あるいは移転などという観点から、若干、経済学のターミノロジーを使って考えていった場合に、本当にこの年金という言葉、公的年金と私的年金、両方に使っていくということは、相当間違いだったのではないかという気がするくらいでございます。つまり公的年金、先ほどの佐野さん、あるいは須崎さんのお話にもありましたが、これは、長生きリスクに対する保険です。私的年金は、集合的な貯蓄です。となってくると、非常に原理的、本質的な違いがあるのではないか。このようところが、興味の対象となるところでございます。

私的年金の位置付け

公的年金 + 私的年金 → 老後の生活保障

- 両者は、運営主体に「公的」と「私的」の差があるだけなのか。
- より原理的、本質的な違いがあるのではないか。

日本の公的年金のイメージなのですが、これは長生きリスク保険です。これは、相当程度浸透している理解ではないかと思えます。長生き保険であるということは、裏を返せば積立貯蓄ではないということです。長生きリスク保険ということは、同一時点の、今日の勤労世代・現役世代から、今日の高齢者へという世代間の移転を、今日行っているわけです。従って、積立金、あるいはその運用というものは、なくても公的年金は成立します。これは実際、ドイツの公的年金にはほとんど積立金はないそうですし、あるいは、5年ごとに行われる財政検証で、1年分の公的年金積立金を残すということになっていきますけれども、あれを0.1年分にしても、それは公的年金として成立するわけです。従って、公的年金の場合には、その積立金や運用というものは、必須ではない。もちろんあれば、いろいろな制度的な変動、ショックに対して強くなるので、あった方が絶対にはいいですが、必須ではありません。

そして、長生きリスク保険ということをもう少し申し上げますと、私は今60歳、昭和31年生まれでございます。そして、私が一体何年まで生きるだろうということを考えた場合、実は、私の祖父母は大変長生きでございまして、父方の祖父の101歳を筆頭に皆長生きで、多分、私も95歳ぐらいまで生きるのではないかと思います。そのような場合には、私は、70歳でかりに引退として、25年分の貯蓄をします。しかし、26年生きれば、もうおしまいだということです。ですから、終身の長生きのリスクの保険が、どうしても必要だということになります。その辺は、皆さんよくご理解のとおりでございます。

先ほど、私の所属が大妻女子大学短期大学部というようにご紹介がありましたけれども、実際、私の学生は18歳か19歳がほとんどでございます。彼女らに対して、私はどのような科目を持っているかという、「ライフデザイン論」や「生活と経済」などという科目を持つわけです。そして2年生が、「先生、こ

の企業どうですか」と言って、求人票を持ってくる。そうすると、そこに、「確定拠出型年金」などと書いてあるわけです。あるいは、彼女たちは二十歳になると、年金機構から国民年金の紙が来るわけです。そうすると、皆「払ってる」あるいは、「免除の手続きに行ってきた」というような話が出てきます。

そうすると、若干社会保障の話をしようかという気になるのですけれども、18歳や19歳の人に、「君が80歳のばあさんになったら」という話をしても、全く無理です。もう、コミュニケーションとして成立しません。しかし彼女たちは、二十歳になると、もう保険料を払うのです。当事者になるわけです。ここにいる人たち、年齢層をざっくり見ると45歳か50歳ぐらいでしょうか。この世代であれば、自分が高齢になる、あるいは、新人のときの直属の課長が、もう辞めてしまって年金で暮らしているなど、高齢者というものを身近に感じているので、長生きリスクという言葉で意味が分かりますけれども、18歳、19歳の人たちにどのようにして理解させるかということで、私が使っている例えは、扶養リスクという言葉です。

つまり、彼女たちは25歳ぐらいで皆結婚するつもりでいるわけです。結婚すれば当然家を出て、自分たちの暮らしをしたい。核家族を作って暮らしたいと思っているわけです。そのときに、自分の親はどうするのだろうと、皆、親孝行ですから思います。そして、私を使う事例はこうです。1人娘と1人息子が結婚すると、親は4人ですね。そして、もし公的年金制度がない場合、どうなるか。親が70歳で、どちらの親も引退して無収入になった。もしこの2人が大変長生きで100歳まで生きるとする。そうすると、2組の夫婦30年分の生活費があるわけです。もし、この2人に貯蓄がなかった場合には、1人娘と1人息子の2人の稼ぎで、年老いた両親を30年間4人、延べ120年間養う必要があるわけです。このリスクは、大変なことになります。夫婦1組300万円でも延べ60年間ですから、そうすると1億8,000万円、これを一人娘と一人息子で出す必要があるわけです。これでは、絶対に子育ては無理です。

他方、5人兄弟と5人姉妹がいて、長男長女、次男次女というように、5組の夫婦を作ったとします。その4人の親がいます。この4人の親が、たまたま70歳で引退して、同じように貯蓄ゼロだったのだけれども、75歳で死ぬとすると、5年間しかありません。5組の若夫婦の1組当たりの負担は、たしか600万円か何かになるのです。この格差というものは決定的で、若者たちにとっては、全くコントロールビリティがありません。かつ、事後的にどうしようもないわけです。これはもう、人生最大の不確実性（uncertainty）としか言いようがないわけです。このようなことを、公的年金という制度があれば、1人娘1人息子であろうと、5人兄弟5人姉妹であろうと、ともかく、年金の法律に定められた保険料の支払いをすれば、それで全部平準化されるということです。

これによって私の説明も、「君たちは、法律に定められた義務を、保険料の支払いとして果たせば、誰の親も一応暮らせて、世の中全体としての親孝行になるんだよ」と、このような説明をします。これであれば、結構理解してもらえるということです。つまり、公的年金というものは、われわれもうおじさん、おばさんにとっては、長生きリスク保険ですけれども、若者にとっては、扶養リスク保険であるということです。彼女たちも、いずれ50歳、60歳になっていきますから、そうすると意味合いが、長生きリスク保険に変わっていくのだと思います。

これが説明のしかたですけれども、結局、お金としてもらう公的年金給付というものは、保険金だということです。これに対して、私的年金というものは、基本的に積立貯蓄と長期運用です。長期の、異時点間の金融が本質的に必要になります。それから、給付は保険金ではなくて、蓄積の取り崩しです。蓄積の取り崩しということは、必ず反対側に、誰かが蓄積しなければ取り崩せません。これは金融資産を売る、預金を下ろすなど、必ず反対側に、誰かが蓄積しなければできないです

このようなところが、公的、私的年金の違いでございます。

公的年金という「保険」と 私的年金という「貯蓄」

公的年金:「長生きリスク保険」(同一時点の世代間移転)

- 積立金とその運用は、必須の要素ではない。
- 給付は、保険金。

私的年金:「積立貯蓄」+「長期運用」(異時点間の「金融」を伴う)

- 集団または個人による積立貯蓄と長期運用。
- 給付は、蓄積の取崩し。

多分皆さん、信託銀行や生命保険会社におられて、年金の仕事をしているわけです。特に数理の関係からやっておられるわけですが、あまり金融ということを意識されないかもしれません。非常にざっくりの話ですが、DB年金は金融仲介機関です。DC年金であれば、それぞれの人が投資家になるし、個人年金保険であれば、これは貯蓄性の金融商品だということです。私としては、老後の生活ということを見ると、私的年金という超長期の金融が成功してもらいたいと思います。

私的年金における「金融」

給付建て年金＝金融仲介機関

拠出建て年金＝拠出者が投資家

個人年金保険＝貯蓄性金融商品

しかしそれには、幾つか必要条件があるということがございます。金融資本市場が、今後何十年も機能し続けなければだめです。運用の対象というものは限りがあります。いくらわれわれが私的年金を拡充しようと言って、今の倍の年金資産ができたとします。「じゃあ、不動産投資を倍にしましょう」と言っても、年金の方の制度が変わったからと言って、いいビルが2倍に増えるわけでは決してありません。あるいは、国債を買いたいと言っても、別に財政赤字が2倍に増えるなどというメカニズムは、どこにもありません。従って、運用対象が欲しいだけあるなどそれはわがままでありまして、そのような保証はどこにもありません。

私的年金という超長期金融の 成功の幾つかの必要条件(1)

私的年金という超長期金融が、老後の生活保障に有意に貢献するという「成功」を収めるには、以下のように、幾つかの必要条件があろう。

1) 金融・資本市場が機能し続け、年金運用に適した運用対象が存在し続けること。

- ―― 情報が行き渡り、公正な価格形成が確保される市場。
- ―― 十分な量の、長期運用の名にふさわしい資産(=長期の調達ニーズ)。
- ―― こうした条件が満たされて初めて、労働者の私的年金に対する信認が維持可能になる。

それから、資本市場などが機能し続ける、これは結構大変です。われわれが生きている間、経験しただけでもリーマンショック等いろいろありました。あれは、それぞれ危なかったのです。かなり危なかったのです。その危ないところを、ぎりぎりやってきているということが、実感でございます。これは、後ほど時間があれば、日本銀行員としての経験を若干申し上げます。

それだけではありません。市場において、情報が行き渡り、公正な価格形成が確保されなければなりません。これができなければ、人々は信用しません。それから、十分な量の、長期の運用対象としてふさわしい資産、これがなければいけないです。長期の運用資産があるということは、誰かが長期の調達をしなければだめです。これが、自動的に確保されるメカニズムは、経済の中にありません。このような条件があって初めて、労働者の私的年金に対する信認が維持可能になります。これは、結構ハードルが高いです。

もう一つ、私的年金、積立方式の年金は、インフレに弱いということがよく言われます。これは、そのとおりなのです。ただ時々、反論もあります。それは昔の規制金利の話です。皆さん、第一次オイルショックというものをご記憶だと思います。73年にありました。あのあとのインフレーションは、消費者物価ベースで年率二十何%になったわけです。前年比二十何%が、半年か9か月続きました。ところがあの頃の1年定期は規制金利ですから、ほんの数%です。ほとんどの人ができる貯蓄手段というものは、銀行預金だけでした。そうすると、多くの貯蓄が銀行預金ですから、その実質価値が1年の間に、十何%、二十何%、あっという間に目減りするわけです。だから、あの頃、預金目減り訴訟などという訴訟がたくさん起きました。

インフレーションが激しいのだけれども、貯金、貯蓄の残高の実質価値が減ってしまったので、消費が減った。このようなことが起きるのです。ただし、「あの頃は、インフレ率が高かったのに、預貯金金利が規制されていたので実質価値が減ってしまったのであり、今みたいに自由になったら、インフレーションの率が上がっていけば、預貯金金利も上がってくんで、実質価値は保たれる、あるいは、実質価値は一定だろう」というような議論もありうるのです。しかし、それは、インフレーションが予想された場合、あるいは、期待インフレ率に織り込まれた場合のみ成り立つのです。

ご承知のように、「長期金利をどうやって決めるのか」というと、金融論の教科書で見ると、「実質金利

+期待インフレ率+リスクプレミアム」とあります。けれども例えば、物価水準がもし瞬間的に上がると、そこでインフレ率は無限大になるのですけれども、その後、「もう、そういったショックは起きない」というように人々が思うと、インフレ率はゼロです。期待インフレ率もゼロのままです。その瞬間的に上がった全く予想外の瞬間的なインフレーションがあって、物価水準が上がった。けれどもそのあと、このようなショックが再び起きるだろうという理由が特に見いだせなければ、期待インフレ率は前と同じです。そうするとこの場合、利回りは上昇しません。貯蓄の残高の実質価値が減っただけです。実際にはそのようなことはありませんし、1回物価が上がったという経験があれば、期待インフレ率は変わるだろうということになるかもしれませんが、もしそのような過去の経験がものを言う期待形成であるならば、過去の経験が遠くなるに従って、期待インフレ率は下がっていくはずで、最後はゼロになっていくはずで、ということになってくると、長い目で見ると、実質残高が減ってしまうということは十分にありえます。これは、いくら運用の専門家ががんばっても、一部の方はうまく行くかもしれませんが、社会全体として積立金残高が実質価値を保つことは無理です。

私的年金という超長期金融の成功の幾つかの必要条件(2)

2)一過性の(予想されない)インフレーションが生じないこと

- ―― 一過性のインフレーションの場合、期待インフレ率の形成がよほど合理的で実質長期金利が維持されるのでない限り、実質積立金残高の減少を招く。
- ―― 下図のように一瞬のうちに終わる、予想されなかった物価上昇の場合、上昇の前後で金利は同じ(積立金の実質残高は下がり、利回りは上昇しない)。

物価水準↑ 時間→

次の問題です。これは、先ほどのシステムの安定の話なのですが、実はたくさん危機があります。高度成長期というものは、銀行はほとんどつぶれません。他の国でもそうなのですが、80年代末にアメリカでS&L、セイビング・アンド・ローン、貯蓄貸付組合、これが何百もつぶれました。90年代の日本のバブル崩壊はご存じのとおりで、ここにおられる皆さんの所属の企業の名称は、随分変わっているのではないのでしょうか。就職したときと同じ名前のところは、少ないはずで、それから2000年代初頭に、ITバブルが壊れました。そのあと2007年以降、サブプライムバブル、ギリシャ危機、ユーロ危機、この中でまだ書いていないものにアジア危機があるわけです。たくさんありました。そしてバブルは、危機の前にあるわけですが、経済学者はほとんど意見が一致することはありませんが、ほとんど唯一と言ってもいいほど一致していることは、バブルというものはその場では分からないということです。それからあとは、リアルなエコノミー、実物的なエコノミーとマネタリーなエコノミーのバランスを維持する方法は、全然見付かっていないということです。バブルを抑える、マネタリーエコノミーとリアルエコノミーのアンバランスを防ぐ方法はあるかと問われると、100人が100人、それは見付かっていないというように答えるわけです。

私的年金という超長期金融の 成功の幾つかの必要条件(3)

3)金融システムの安定が維持される(非可逆的な崩壊がない)こと

- 先進国の高度成長終焉後、80年代末に米国SL危機、90年代の日本のバブル崩壊、2000年代初頭のITバブル崩壊、2007年以降のサブプライムバブル崩壊、ギリシャ危機・ユーロ危機と、金融危機が頻発。
- バブルについては、マクロ経済・金融の専門家の中で、「発生・膨張のさ中にその事実を認識し、政策対応を取ることは困難」というコンセンサス。
- リアルエコノミーとマネタリーエコノミーのバランスを維持する方法は、発見されていない。

このように実は、金融はややこしいところがございます、その辺をもう少しビビッドに申し上げるために、50年前と比べてみます。1966年、昭和41年です。どのような時代かということ、非常に高度成長しているので、実質金利が非常に高いです。この頃は、労働人口の増加率がせいぜい1.5%などそれぐらいですけれども、実質成長率は9%、10%ですから、実質金利が非常に高いです。資金不足です。当時は、「銀行が床の間を背にして座る」という時代です。借りたい企業は、銀行に行くのです。決して、銀行からはめったなことで行かないという時代です。ともかく、お金がないから「貸してくれ、貸してくれ」です。そして、金利は全部規制されています。国債の利回りであっても、規制されています。

金利が動くときは、どのようなときかということ、公定歩合が動くときです。公定歩合は日銀が銀行に貸す金利ですけれども、これは短期金利です。けれども、公定歩合が変わらなければ、長期金利も動かない。このような時代です。それから、流動性のある長期債市場はありません。日本の国債市場はどうであったかということ、戦争中に出したたくさんの国債は戦後のインフレでなくなりました。昭和39年まで、一般会計は黒字です。したがって、国債は出ないです。昭和40年になって初めて、40年不況という不況になり、歳入が減ってしまったので、赤字になって国債を出しましたが、1,000億円ぐらいです。しかも、出た国債は、発行後1年たつと、日銀が全部買い切ってしまう。そうすると、日本に長期債市場というものはないです。

それから、過去20年だけ取っても、20年前には全く想定外だったことが、たくさん起きています。長期金利がマイナスです。このようなことは、絶対に考えられなかった。あるいは、株価がまだピークの半分以下です。それから、9月に日銀は長期金利の10年の国債利回りをゼロ近傍に保つと言っています。これは世界でも、今、日本だけです。そのようなことが起きてしまうぐらい何でもありですから、今後20年、50年、何が起きるかなど絶対に分かりません。

数十年の超長期を取れば、 運用環境はいかようにでも変わり得る

50年前の日本の金融・運用環境

- 高い実質金利。恒常的な資金不足。
- 規制金利(公定歩合が動くとすべての金利が動く)。
- 流動性を備えた「長期債市場」が存在しない。
- 内外資本移動は厳しく規制。

過去20年の、20年前においては「想定外」の出来事

- 長期金利がマイナス。
- 株価がいまだにピークの半分以下。
- 長期金利水準が金融政策の目標。

公的年金の長所と私的年金の長所、これを考えてみたいと思いますが、公的年金は賦課方式なので、金融がないのです。金融がないのだから、金融がどうなっても関係は、直接にはありません。物価の変動があったとしても、これは、物価と賃金が大体リンクすると、賃金の何%を保険料として徴収して給付するという、このような世代間の合意が強固にあるならば、勤労世代が生み出した総賃金額の何%が高齢者に行くという、この流れが確保されますので、何とかなるわけです。給付の安定性は、所得代替率という意味では、大体確保できる。もちろん、例えば生産性がぐっと下がる、あるいは、東南海地震や富士山の大噴火などが四つも五つも起きて、国中の生産活動が低下すればだめですけども、そうでない限りは、まあまあ何とかなる。

もう一つ、長生きリスクということなのですが、例えば医学が進歩する。iPS細胞がどんどん使えるようになって、心臓の弁などが取り換えられる、あるいは脳梗塞にならないように、脳の詰まりそうな血管は全部取り換えられるなど、このようになって寿命が伸びるとします。老人の寿命が伸びたからと言って、生産は増えないとします。そうすると、生産しない高齢者が増えるわけですから、国全体としては貧しくなるのです。けれども、世代間の合意形成をやり直せば、乏しきを分かち合う道はあります。私的年金の場合、取り崩しなので、あと1年分しかないというときに、寿命がさらに1年延びてしまうと、方法はないです。けれども、公的年金であれば、国中を対象にしたリスクプールだから、これができるということです。

公的年金の長所

賦課方式であるので、

- ① 「金融」を要しない。従って、金融が混乱しても、直接の影響は受けない。
- ② 物価の変動（インフレーション、デフレーション）があっても、賃金と給付の連動性に関する世代間の合意が確固たるものであれば、給付の（所得代替率という意味での）安定は図り得る。
- ③ 医学の革命的な進歩等で予想外に寿命が延びても、世代間及び高齢者の世代内の合意形成をやり直せば、「乏しきを分かち合う」道がある。

私的年金はどうかということなのですが、これは貯蓄するわけです、貯蓄ということは、イコール資本の供給です。実は年金の積立金を持つと、資本家になるのです。大体日本の場合、国民所得の7割が労働者に分配され、3割が資本家に分配されていきます。そして、公的年金というものは労働者から取るので、労働の一部が来るわけです。積立金になっている部分は、これは資本から来るのです。つまり、高齢者の生活の糧になる源が多様になるということです。これは例えば、極端に労働者が要らなくなるような技術革新が一気に進んだとします。そうすると、賃金は下がるのですけれども、そのような技術を使った資本のリターンは上がるのです。そのようなときに、高齢者は少し楽になるということです。

私的年金の長所

貯蓄（＝資本の供給）であるので、

- ① 国民所得のうち、資本に分配された部分の一部（運用益）を、老後の生活保障に向かわせることができる。
 - ―― 労働者が払う保険料は、国民所得のうちの労働に分配されたものの一部。
 - ―― 高齢者の生活の糧の源を多様化できる。労働人口が大きく減少したり、労働分配率が下がったりしても、資本に対する配分の一部が、積立金の運用益として、老後の生活保障を多少なりとも支える。
- ② 世代間の対立で賦課方式の公的年金が揺らいでも（仮に議会が公的年金の縮小を決定しても）、資本に対する所有権が給付の根源である私的年金は守られる。

仮に将来、世代間の対立が強まりまして、公的年金が揺らいだとしても、私的年金の場合には、資本に対する所有権、財産権が源ですので、これは大丈夫なのです。だから、いろいろなことに対して、公的年金はこちらで弱いけれども、私的年金はこちらで強いという組み合わせが、ありうるということになります。だからあとは、どのように組み合わせるかという議論になるはずなのです。

例えばリーマンショックのとき、ご記憶かと思いますが、2008年9月15日か16日の週末です。あれで大変なことになったので、ついに、アメリカの連邦政府の公的資金が、金融機関に投入されるという法案

が上程されたわけです。この法案は日本でいうとどのような法案かということ、銀行に、公的資金が入りましたね。安定化法、健全化法に基づく資金が資本注入として入りました。政府が、普通株、優先株、劣後ローン等を出したのです。あの金は、拓銀、山一がつぶれた 97 年の 11 月以降に、法律が通ってできたお金です。それがあったので、日本の金融システムのメルトダウンを防げたのです。

それに当たるものが、2007 年の夏にサブプライムバブルが崩壊して、いろいろ大変なことになり始めて、2008 年の 3 月に、ベアスターンズという非常に大きな証券会社がつぶれた。それは何とか、JP モルガンという別の銀行が引き取ってくれた。けれども、このときまだ、アメリカ国民の公的資金投入に対する反感が非常に強いので、お金が出ないのです。でもさすがに夏になってくると、ファニーメイ、フレディマックというアメリカの住宅金融の連邦機関がつぶれ始めたのです。そこまで来るとさすがに、これはまずいということが議会でもある程度理解されてきて、「公的資金を入れましょう」という法案、TARP（タープ）と言われているものです。これが上程されて審議に入ったのが、リーマンがつぶれた後です。後だけれども、その翌週にこの法案が 1 回、下院で否決されるのです。否決された瞬間、アメリカのニューヨークダウが、700 ドルぐらい落ちるのです。そこで初めて、アメリカの議会の議員たちは、「これはまずい」という話になり、タープ法案を通したのです。それで初めて、シティコープやメリルリンチなどに公的資金が入り始める。しまいには、ジェネラルモーターズにまで、あのお金が入りました。そのようにして、メルトダウンを防いだのです。

あのときは危なかったのです。もし、アメリカでメジャーな銀行、例えば、シティコープがつぶれていたとします。そうしたら、世界の金融システムやグローバルな経済的なつながりが復活する方法はないかもしれません。例えば、日本がフィリピンからバナナを輸入するときにも、ドルの貿易金融が必要なのです。ドルを供給できるアメリカの大銀行がつぶれたり、国民の信認を失うと、アメリカ国民が銀行に預金をしなくなり、世界中でドルの流動性は全くなくなります。貿易金融などとんでもないです。そのようになったら、もう世界経済はアウトです。実はそのようなリスクを抱えているのです。それが先ほど申し上げた、危ないところで渡ってきているということの実態でございます。

公的年金の長生きリスク保険という特性に鑑みますと、例えば、公的年金も私的年金もない場合、全部自助努力です。そうすると 90 歳ぐらいになってからも運用の判断をしなければなりません、そのようなことは絶対無理です。公的年金では支給開始を遅らせることができます。1 か月遅らせれば 0.7%ポイントずつ増えていきますけれども、支給開始を遅らせることによって、運用する判断の責務を政府に渡せることができ、リターンは確定されているわけです。もちろん途中で死んでしまってももらえなくなりますけれども、これは国民にとって、自分が金融的な判断の責任から逃れることができるわけで、いろいろな意味で、いいところがあります。

特性の異なる2つを、いかに組み合わせるか

- 1) 私的年金は、長期的に見て、金融的な変動に弱い。
- 2) 公的年金の「長生きリスク」保険という特性に鑑みれば、その給付は、同世代の平均以上に長生きした場合の、人生の最終局面をカバーすることを第一とすることが、自然。

→ 私的年金は早めに取り崩し、その間は、公的年金の給付を繰り下げる(=受給開始後の年金額を増やす)ことが、一つの方向。

そうなると私的年金は、これは先ほどの佐野さんと同じ意見になりますけれども、早めに取り崩す。金融は危ないのだから、早めに使ってしまうということです。その分、公的年金の給付を繰り下げていって、90歳になり分厚い年金をもらう。91歳で死んだら、別にそれはかまわないではないか、との割り切りです。公的年金に対して、若者から高齢者まで、幅広い国民の支持を得ようとする、これは保険というところに徹底的に着目していき、その機能を増していく。科学技術の進歩というものも金融と同じで、全く予想がつかいません。そうすると、いまだに10年当たり1年近く寿命が伸びているのに、これが1.5年、1.8年と伸び始めたときに、どうするのだということです。そうなることを考えると、やはり公的年金は後ろへ後ろへと倒していくということが長い目で見て、本当の老後の生活に結びつくのではないかということが、私の意見でございます。少し時間を超過しましたが、このようなところです。どうもありがとうございました。

藤本 ありがとうございました。引き続き、ディスカッションに入っていきたいと思います。

まず1番目のお題は、お話しただいてきた公的、企業、個人の役割分担は何なのかということ、それぞれの方からしていただければと思っております。順番は講演していただいた順で、お話しいただければと思います。

須崎 公的、企業、個人の役割分担ということで、老後の所得確保に対してということかと思いますが、老後の所得確保の方法という意味では、就業、年金、それ以外の貯蓄手段など、いろいろあるかと思えます。就業について考えますと、やはり、これから労働者人口というものが減っていく中で、高齢者の就労というものは、非常に重要なのだろーと思っております。また政治の面から見ても、高齢者の就労の活発化は、政策という意味でもどんどん行われていくと思っております。ただ本日、私の方からご紹介させていただきました健康寿命と平均寿命の差を考えますと、健康で就労ができるのかという意味では、難しい面も出てくるかと思っております。やはり、老後の所得保障というものは、年金を主体に考えなければならないと思えます。その中で、公的、企業、個人の役割分担は、まず今後、この公的年金がどうなるかということは、本日、何度も何度も話がありましたが、平成26年の財政検証でも、所得代替率という考え方では下がっていく、給付が縮小していく方向であろうと思っております。その中で、私的年金の重要性はどんどん高まってい

くことは、皆様のご理解の通りです。

そのようなときに、縮小していく、もしくは、重点化せざるをえない公的年金というものを、何が補充できるのかといったときに、企業が今以上に負担することができるのかということ、なかなか難しいのかと思っています。まず、企業年金を導入している企業を考えても、全体の25%に過ぎない。また、現在政府が賃上げを企業側に要請している状況ですが、なかなか賃上げすら難しい。企業は努力している中でも、賃上げすら難しいという状況の中で企業年金を導入する、または企業年金を充実させることが、企業に求められたときに、それが本当に実現できるのかということ、難しい面があるかと思っています。

そのように考えると、どうしても今後、個人が自助努力として、しっかりと担っていかなければいけないと思っています。そして、個人が担うときに、一つ考えなければならないことは、今、生き方や雇用などが多様化していく状況にある点です。このような多様化する状況の中で、画一的な方法をもって、皆、これでやってくれとはなかなか難しく、個人がそれぞれの必要性に応じた自助努力の形で、自分でデザインしていくことが求められていくのかと思います。それが、一番効率的な準備の方法と考えています。

最後に、終身年金を誰が担うのかについて、本日、お二方の話の中で語られました。お二方とも終身年金については公的が担うべき、終身年金に至るまでの部分を、私的年金が担うべきというお考えだったと思います。その整理は選択肢の一つと考えていますが、個人的に「もう少し考えた方がいい」と思われるいくつかの論点を出させていただこうと思います。一つ目として、先ほど申し上げた、個人が多様化していく中であって、公的だけが、その終身年金部分を担うことの画一性の課題といえますか、そこを民間に一部任せることができれば、それぞれのニーズに合わせた商品開発や、そのようなサービス競争のようなものが、しっかり行われる可能性があるのではないかという点。

二つ目として、私が生保アクチュアリーだからということではないですけれども、やはり、長生きリスクは国だけでしか担えないものかということ、やはり、生保も十分担えると考えております。三つ目として、逆選択という点が、一つ論点としてあると思っておりまして、この公的年金が、本当に保険として国民に認知されるということが重要であると思っています。その一方で、国民から見たときに、逆に、自分がそこまで生きることはないと思うと、その国民年金は入りたいと思わなくなってしまうのではないかと、それは強制力というものを基に掛金を徴収していくということになろうかとは思いますが、国民年金に対する信頼度は、終身年金に特化すればするほど、薄れていくのかとは思っております。

藤本 ありがとうございます。引き続いて、佐野様、お願いします。

佐野 須崎様に、言いたいことのうちのかなりの部分を言われてしまったという印象です。よく「役割分担」と言われるのですが、まず社会保障全体で考えたときに、年金に限らず、どこまでの範囲の役割を国が担うべきなのかという議論が最初にあるのだらうと思います。その整理をした上で、公的年金の役割や水準などが規定されてくるのだらうと思うわけです。個人的な意見ですが、日本の場合は、その部分の議論が少し弱いのではないかと思います。以前の法律改正の時に「100年安心」というフレーズが言われたことがありました。これでは、「公的年金に頼っていれば老後生活は安心」と思い込む国民がいたのではないかと思います。しかし、冷静に考えるとそのようなことではなくて、「公的年金の財政は100年たっても揺るぎません」と言っているだけで、給付水準などについては一言も言っていないわけです。

マクロ経済スライドが入ったということは、「収入の範囲内でしか給付は行わない」という状態になったわけです。そうすると、人口動態や経済状況にもよりますが、「老後の基礎的な生活を賄う」という基礎年

金の性格は変わったといわざるを得ないわけです。それから、被用者については所得代替率 50%を確保するということになっていますが、ここでいう「所得代替率 50%」は年金支給開始時点の話で、支給開始後は、消費者物価スライドですから、経済状況が回復して賃金水準が物価上昇よりも大きくなれば、相対的な給付水準は低下します。マクロ経済スライドが発動されている間は、年金の給付水準は物価上昇や賃金水準の上昇には追いつけない状態が続いて、相対的に年金の給付水準は低下します。

そうすると、「基礎年金の給付とは何か？」や「支給開始時の所得代替率 50%にはどのような意味があるのか？」、言い換えると、「国の担うべき役割は何か？」という議論をしっかりと行う必要があるように思います。そうでないと、「公的年金・企業の退職給付・個人の自助努力」といった三者の役割分担の議論を行うといっても基礎が曖昧なままになりますので難しいように思います。

まず、国の果たすべき役割を整理したうえで、今日ご紹介したような家計アプローチの考え方も使って、具体的に「誰が」、「どこまで」、「どのようにして」それぞれの役割を受け持つのかを議論してはどうかと思います。

これは、ビルディングブロックのように、公的年金の上に私的退職給付と個人貯蓄を積み上げていくというイメージです。このあと、玉木先生もおっしゃると思いますけれども、公的年金の一番本質的な部分は終身にわたる所得保障なので、終身支給は公的年金に依存するのが一番効率的だと思います。

隣に須崎様がいらっしゃる中で申し上げることは少し心苦しいのですが、民間の終身年金保険は、純保険料に付加保険料が上乘せされます。公的年金の場合は、国に払う保険料は基本的に純保険料に充てられて付加保険料を取らない構造になっています。少なくとも、その分だけコストが安く効率的だと考えられます。ですから、終身保障を効率的に行うためには、国の公的年金の終身保障機能を重要なものとして認識した方が良いでしょうと思います。

それを前提に考えると、玉木先生がおっしゃるように、あるいは、私も少し申し上げかけましたけれども、年金支給開始年齢をあと倒しにして、その間は、何とか企業や個人の貯蓄でつなぐという方法が一番効率的かなという感じはします。

ただし、個人のライフスタイルは違っているので、画一的に決めつけるわけにはいかないと思いますが、基本的な方向感としては、そのような方向感を持っています。

玉木 私から申し上げることは、特に企業年金、職域、あるいは私的年金の役割というところなのですが、これは先ほど申し上げたように、貯蓄であるわけです。あるいは運用であるわけです。これには、とてもコストがかかります。今、例えばG P I Fで運用しているわけですが、あそこはパッシブ運用も多いですし、それから、運用機関の皆さんにがんばっていただけるので、大変フィーは安いです。多分、2点何ベース、あるいは3点何ベースなど、そのようなレベルです。ところが、これが、個人が投資信託を買ったと、例えば、1.875%の信託報酬など、とんでもないわけです。例えばこれは、あるところで見たと試算なのですが、例えば40年ぐらい積み立てていくという場合に、運用のコストが100ベースかかると給付が25%減るなど、そのようなオーダーの違いが出てくるわけですから、これはもう、個人で貯蓄しているとかかるコストを、職域年金や企業年金などにして、集散的にやることによって、コストを1桁下げる、最低1桁下げることを目指すということは、大変大事な役割ではないかと思います。

もう一つ、フィデューシャリーという言葉がございます。これは、個人が自分で自助するという場合、個人が金融機関等に対して、「あなた、フィデューシャリーとして、私のためにがんばってくれ」というように言うわけです。このような仕組みになっているはずなのです。ところが、例えば企業で従業員からお

金を集めて、企業年金等の形でやるとします。そうすると、企業年金を担う、多分DBであればDBの基金の方がフィデューシャリーになりますし、それからDCだったとしても、誰かが、誰かが労働者のために、フィデューシャリーとしてがんばるはずなのです。そうすると、フィデューシャリーとしての効力を及ぼすべき相手、例えば、企業の経営者に対する力が、やはり強くなるのだらうと思います、個人がばらばらにやっているよりは。そのようにしてコストを下げる、あるいは、フィデューシャリーとして強い力を持つために、個人であればばらばらになるよりも労働組合などががんばって、あるいは企業の方々、人事部の方々がんばって、運用の場におけるフィデューシャリー・デューティーというものを、もっともっと貫徹させるということをすることによって、貯蓄の出し手である労働者の利益を図る。このようなことは、非常に有力な存在理由としてありうるのかと思います。

保険という部分に関しましては、これは全く、先ほどの佐野さんの意見に賛成でございます。個人がやる場合には、これはどうしても、可処分所得からやるわけです。そうすると、必ず消費を削るということがあります。ところが人間というものは、ともかく近視眼的にできています。近視眼的というものは、遠くのものは小さく見えるということです。そうすると、例えば何が起きたかという、ほぼ全員の経験があることは、夏休みの宿題を8月29日から始めるということです。これは、皆やっているのです。人間の性（さが）なのです。これを個人に任せると、なかなか克服できない。ところが、企業の職域等の場合において強制すると、これを是正することが比較的容易だらうと思います。

これはもちろん、公的年金という形でやってもいいのかもしれませんが。ところが少なくとも、今の日本においてもっと保険料を上げる、18.3%から上げるというようなことをやろうとすると、大変な国民的エネルギーがいるのだと思います。国民的エネルギーは大変厳しい制約、量的制約がかかります。社会保障であればむしろ医療や介護の方に、よほど向かなければまずいのではないかと思います。はっきり言って年金改革などやっている暇はないわけです。そうすると、特に個人の近視眼性を是正するということを考えていくと、職域、あるいは企業年金などといったものの存在意義というものは、ありうるのだらうと思います。そのために、企業の方々において、従業員に対して、さまざまな教育や情報伝達などをしていく、このような意味は、非常に大きいと考えます。

藤本 ありがとうございます。次の話題が、「私的年金に望まれる器」なのですが、かなり、玉木先生の方からそれに近いお話をいただいた感じですので、玉木先生からお話をいただきたいと思います。

玉木 私的年金に望まれる器ですけれども、例えば、私は先ほど、私の学生が求人票を持ってくると、確定拠出年金と書いてあると話しました。ただ学生は、全く関心を示しません。何のことか分からないです。けれども彼女たちも、今、短卒の初任給は17万円、18万円なのですけれども、そこから掛金を払うのです。その掛金を、きちんと守ってくれる人は絶対必要です。典型的には、労働組合が守るべきだらうと思いますけれども、もちろん、経営者も少なくとも天引きした掛金については、相当責任があるはずで、自分で導入したDC年金なので責任があります。従って、主体や器に求められる機能として、とにかくフィデューシャリーとして、きちんと機能するという点を強調したいと思います。

これは最近金融庁が、スチュワードシップ・コードなど、いろいろ出していますが、この流れは、相当強いと思います。それから皆さん、長期金利がマイナスになっているときに、フィデューシャリー・デューティーは厳しくなります。貯蓄、掛金を払っている側の人たちの目は厳しくなります。お金が減っていく、ほとんど増えないというときに、人々はちょっとしたことで怒るという可能性があるわけで

す。そのときに、きちんと制度、あるいは、そのプランに対する信託を守っていこうとすると、常日頃から相当厳しくフィデューシャリーとしての機能を果たしていかなければならないというところがございます。いろいろな法的な形態、あるいは人的な形態がありうるかと思いますが、フィデューシャリーとして、ローコストで、そして説明可能な運用をしていくといった点は、非常に大きな問題ではないかと思えます。

佐野 なかなか難しい質問だと思います。「私的年金に望まれる器」を、自分なりに解釈すると、公的年金以外の部分について、個人あるいは企業・職域でカバーをする。そのための器にはどのようなものが考えられるのか、という趣旨に解釈をしてお話することにします。

この器は「企業年金」ということにこだわらないということが重要になると思います。

企業年金制度の普及率は低いですが、退職金制度の日本の企業への普及率はかなり高い状態です。アメリカのIRAではないですけども、個人が資金を引退後に備えて積み立てられるような器で、引退前の引出は特別な事情がなければできないというようなものを用意して、そこに、企業年金制度に拘らずに、退職金制度なども含めて給付金を集約するように誘導していくというような仕組みが器になるのではないかと思います。

引出は、終身でなければならないということではなく、有期年金も可能な仕組みとして、年金の形態で支払うことができるような仕組みを用意していくのが良いと思います。ポータビリティの面からも、現在の仕組みではなく、企業年金や退職金といった制度の枠組みを超えた資金の集約が可能な仕組みの方が効果的なのではないか思います。

今までは、入社から定年まで、基本的には一つの会社でずっと勤められるという方が多かったのだらうと思います。しかし、これからは、いろいろな会社に転職を繰り返すのが普通の状態になって行くでしょう。そうすると、転職のたびに退職金の支給を受けて、いつの間にか使ってしまうということが起こると思います。制度の枠組みを超えた個人勘定を準備して、転職時の退職金をそこに集約すれば、引退後に向けた備えになると思います。個人勘定の運営は一つの機関に集約するような方法にすると、規模の利益によるコストダウンも可能になるでしょうし、引退後に計画的に引出を行う商品も低コストで実現できる期待もあります。

余り具体的な話でなくて恐縮ですが、アイデア段階ということでご勘弁いただければと思います。

須崎 今回、長寿安心年金をご紹介させていただいて、その中では、個人年金をベースに考えております。それは、今回、ターゲットとしたものが、公的年金の縮小部分を直接的に補完していく、そのような年金制度を考えたことにより、終身性や安定性、普及可能性という三つの要素を言いましたけれども、その要素に合うものとして、個人年金がいいだろうと評価したということです。ただし、もちろん、企業年金を否定しているというわけではなく、例えば企業の中でお金の徴収、保険料の徴収などを一元的にできるような仕組みがあれば、または半強制的に加入させて、その後には抜けることは自由なオプトアウトの方法などにより加入率を上げていく仕組みは、なかなか個人ではできないと思っています。そのような面から企業年金もしくは企業の役割はあると思っています。

個人型DCについては、終身性はほぼありません。また安定性という観点から、この投資リスク、運用リスクというものを、全て加入者に負わせてしまう仕組みになっています。それが、本当に必要な老後資金であれば、毀損してしまうことは、非常に大きなリスクであると考えたときには、どちらかという「つ

なぎ」なのか、老後所得を確保した人が上乘的に使うものと考えています。そのような意味で、個人型DCというものが、今後普及していくと思っていますが、その仕組み自体は、どのような役割を担うのかということによると思いますが、それに合わせて、中身も見直していかなければならないと感じています。

藤本 ありがとうございます。続いてのお題が、「普及促進策」ということなのですが、須崎様の方から、先ほど、公的資金を入れてはいかがかという話もありましたし、かなり強いご主張があったように思いますので、今回は、須崎様からお願いします。

須崎 そうですね、生保アクチュアリーとして、または、生命保険協会で税担当だったということもあり、政府からの支援策について、少し話をさせていただきたいと思います。まず個人年金に対して、今ある政府支援策という意味では、個人年金保険料控除という所得控除があり、国税で年間最大4万円が、税制適格の要件を満たせば所得控除できます。現在、超低金利という中で、なかなか利回りが高くないということもあり、そこまで爆発的に普及に役立っているように見えないかもしれませんが、過去の推移等も見ますと、この所得控除の効果により、かなり普及が進んだことは確かであると思っています。

今回、長寿安心年金という制度を出したときに、定額の補助金という仕組みを提言させていただきました。これはターゲットが、低所得者層から中所得者層であり、その層にできる限りメリットを感じてもらえるような支援制度を考えたときに、定額の補助金の方が、より効果が高く、またシンプルで分かりやすいと評価しております。また、補助金を使うことで、積立金にそのまま補助金額が上乘せされていくことになり、国民の皆様から見たときに、自分が拠出した保険料と比べて、どれくらい上乘せされたのか、その利回りの向上が、非常に分かりやすく見えることになります。

もう1点としては、この補助金を、中途引き出しのペナルティーとして活用できる。長寿安心年金では、中途引き出しも認める一方で、引き出し時に補助金部分を国庫に返還する仕組みにしています。これにより、安易に中途引き出しすることを思いとどめるとともに、何かあったときには、その資金を柔軟に使うこともできるといった、二つの意味合いで補助金が使えるのではないかと考えています。

一方で、個人型DCですが、今後、政府の広報活動が進んでいく中、より使いやすいうように、制度内容、手続き等、見直されていくと思っています。ただし、仮にこの普及活動にもかかわらず、普及が進まないとすれば、何がネックになるのかということ、やはり、中途引き出しが原則としてできないということが、大きな普及の妨げになっていると思っています。そこで、個人型DCでも、ペナルティーは何らか必要かとは思いますが、中途引き出しを検討する意味はあると思っています。

佐野 私的制度の普及促進ということで考えると、まず一つは規制をどうするかという問題と、あとは税制や補助金による誘導の両面があると思います。

私的退職給付制度の普及策ということで直観的に頭に浮かぶことは、規制によって退職給付制度の実施を企業に強制するということです。しかし、そのようなやり方が日本の社会に向くかという問題があると思います。第二次世界大戦後は、退職金制度の実施は制度的に強制されているわけではありません。それでも、多くの会社の実施しているのは、それぞれの会社が「従業員を引き留めるために有利な制度だ」というような、何らかのメリットを感じているのだと思います。

そもそも日本の退職給付制度は、制度を実施するかしないか、給付の内容をどうするかなど、それぞれの会社の労使合意に基づくという法的な位置づけになっています。そのような現状から考えると、規制に

よって無理やり制度を実施させるということは、かなり難しいと思います。そうだとすると、規制による強制ではなく、政策的な誘導をするということになってくるのだらうと思います。政策的な誘導という点からは、補助金や税制優遇といったことになるのだらうと思います。

ただ、税制優遇や補助金のような措置ですけれども、現実問題として、今の日本の財政状況で新しい税制優遇や補助金の支給ということは、多分不可能でしょう。ですから、政策的な誘導の財源をどのように捻出するかということを議論する必要があります。財源の議論を無視した普及促進策が実現する可能性はほぼゼロだらうと思います。

特別法人税の撤廃がいい例です。特別法人税はずっと凍結されていますけれども、制度的に撤廃するというためには、補うための財源がなければ進まないのではないのでしょうか。

私的退職給付制度の普及には、促進策があった方が望ましいことではあるのですが、その財源の裏付けを考えた上での提案ということにならざるをえないと思います。

別の話で恐縮ですが、退職金も引退後の所得保障の財源として有力な候補というお話をしましたけれども、対象者をどのように考えるかで見方は変わってきます。今、非正規の被用者は、被用者全体の4割から5割くらいいるといわれています。このような人たちには、かなり普及していると申し上げた、退職金も適用されないケースがほとんどです。そうすると、そのような非正規の被用者は、私的制度の普及促進策の議論の対象にはならないことになります。

例えば、1号被保険者となっている被用者には、2号被保険者とは違って、基礎年金しか支給されません。このような人たちに対して、どのようにして厚生年金適用拡大を行うのかという点も重要だと思います。この論点は、今日のテーマとは関係のないことなので、これ以上お話しすることはしませんが、留意しておきたい点です。

いずれにしても、普及促進策とは言っても、財源の問題を抜きにして、一方的な主張はできないというところに注意しなければ、具体的な政策の提言は難しいのではないかと思います。生保協会さんのご提案は、税の問題も含めて提言されているので、説得力があると思いますけれども、他に提言をする際にも、同じように財源に関する分析が必要だらうと思います。

あまり答えになっていなくて申し訳ないのですが、以上です。

玉木 私としては、教員としての観察を基にしてお話ししたいと思うのです。私的年金を普及させるという場合、税制優遇などということはなかなか、フィージビリティが非常に低いのでどうかと思いますが、他方で労働者、人々が、むしろそのようなことを求めるなどというようにするには、どうすればいいかということがございます。一つは、ニーズを明らかにすることで、老後貯蓄の必要、ニーズを、もっとビビッドに伝えるということがございます。これは、例えば私の学生は全員女性で、ほとんど全員が結婚してと、そのような人生パスを描いておりますけれども、今でさえ、50歳時点で未婚の女性が10%ぐらいいるようであります。いろいろな人口推計などを見ると、私の学生たちが50歳になる頃には、多分、20%ぐらいが未婚だらうというわけです。残りの80%は結婚しているだらうけれども、80人のうち、多分20人ぐらいは離婚しているわけです。ということで、私とすれば、学生たちに「君たちは1人暮らしのおばあさんになるんだ」と、これをはっきり言うわけです。

これは例えば、かりに結婚したとしても、学生に聞くと、皆5歳ぐらい上の男性と結婚したいというように言うわけです。男性と女性の平均寿命が5年違うのですから、どれほど幸せな結婚をしたとしても、最後の10年間は、平均的に言って、「1人暮らしのおばあさん」をするわけです。つまり、「単身高齢者に

なるんだ」というところから話を進めていくといったあたりが、必要なのではないかと思います。これは多分、単身高齢者がどんどん増えていって、今、国民年金などで単身であれば、7万円、6万円とそうようになっていくわけだと思います。多分、遺族年金がついても10万ぐらいではないでしょうか。ですから普通に行くと、「公的年金で1人暮らしのおばあさんになったら、こうなるんだ」といった結末を、なるべく早い段階から伝えていくということは、企業の場合において、ぜひやっていただきたいと思うところでもございます。

もう一つは、企業年金に入った場合、運用ということを当然するわけなのですが、これは例えば投資教育、金融消費者教育をすると、普通、非常にリスクアバウトになっていくわけです。だんだん、「やっぱり先生、全部貯金、預金がいいんだね」など、そのような反応が返ってくる人が多いわけです。皆さん、もしかするとそのような現場でのご感触をお持ちかもしれませんが、ここは、人間というものは近視眼的であって、お金、掛け金を払って、1年後に損をする可能性を、非常に大きく見る。40年後、50年後にリターンが低く、年金が少ないということは小さく見るという、これは人間のさがです。ですから、これを是正しようと思うと、これははっきり言って、本人の納得はもらえない。もう頭ごなしに、パターンナリスティックに、家父長的に運用をやってしまうというようなことが、どうしても必要ではないかと思えます。これは普通のDB年金であれば集散的にやってしまうわけですし、かりに個人勘定で、DCでやる場合にしても、これは、皆決められないという場合に、デフォルトのオプションは作るわけです。これは、もう年齢に応じるなり何なり、パターンナリスティックに、頭ごなしに、本人の納得はある程度いいというぐらいの、強い踏み込んだ対応というものが、本当は求められるのではないのでしょうか。これは、なかなか法律の裏付けがなければ難しいかもしれませんが、もし、国会や法律などを煩わせるのであれば、税法改正というよりは、こちらの方ではないかと思えます。

藤本 ありがとうございます。最後のお題は、「アクチュアリーの実務すべき役割」ということですので、年金アクチュアリー代表として出られています佐野様に、先ほど、何か話しかけられたような話を補足していただいて、それから年金アクチュアリーではないお2方に、外から見たらどう感じるのかということをお話いただければと思います。

佐野 ここ数年、企業年金の実務を行っていないので、最近の事情には疎く、見当外れなことを申し上げるかもしれませんが、そこは、ご容赦いただければと思います。

先ほど、少しお話ししましたが、年金アクチュアリー業務のベースは給付建年金制度の財政検証で、最近、退職給付会計に関する業務、給付設計や年金ALMなどのコンサルティング業務を担当している方もいらっしゃると思います。

今日お話しした内容との関係で申し上げますと、これからの年金アクチュアリーが関与すべきと思う部分は、老後の所得保障の充分性に関する研究があると思います。家計アプローチに使用できる客観的な指標が今は存在しませんが、必要な統計データの整備や作成などについて貢献できる部分が多いように思います。また、他の国とも対比しながら、想定する生活水準と公的年金・企業の退職給付制度・個人の自助努力の役割分担といった点に関するデータに基づいた分析・提言といったことができれば、年金アクチュアリーとしての社会的な貢献活動として重要性は高いのではないかと思います。

また、本日お話しした後半の部分と関係しますが、確定給付企業年金・確定拠出年金・退職金も含めた老後の所得確保のための給付設計について、引き出し段階にフォーカスして、公的年金制度との関係を踏

また上で、個人のライフスタイルに合った引き出しのパターンの提案や、それにマッチした商品開発のようなことが、ファイナンシャルプランナーと似たような業務になるかもしれませんけれども、これからのアクチュアリーに求められることなのではないかと思います。

従来メインの業務だった給付建制度の財政検証に加えて、引き出し段階においても、いろいろなリスクを考えながら引き出しのパターンを検討し、商品設計をしていくことが、これから社会的に求められるように思います。

従来ですと、企業年金制度ならそれだけにフォーカスしていたケースが多かったと思いますが、全ての退職に関係する給付全体を見通したうえで、あるいは個人貯蓄も含めて、豊かな老後生活を送るという観点から考えて、どのような手段がありうるのかというアイデアを、アクチュアリーの知識を活用して提案していくことが、重要な業務となるのではないかと。同時に、そのようなことをすることによって、アクチュアリーの地位も高まりますし、社会にも貢献ができると思います。

概念的な話で恐縮ですが須崎様にお話を譲りたいと思います。

須崎 はい。私が生保アクチュアリーということもありますので、お話しできることは「生保アクチュアリーとして果たすべき役割」に近いのかもしれませんが。まずは、長寿安心年金が実現化する、しないは別として、やはり長生きリスクに対して、何がアクチュアリーとしてできるのか、ということが挙げられると思います。すぐに思いつくのは商品開発です。やはり、この長生きリスクを、国民の皆様に理解していただくとともに、「では、こういうような商品はどうですか」と、様々なニーズに合った商品を開発していく必要があるのかと思っています。

少し手前味噌な話ではありますが、弊社はこの4月に、「グランエイジ」という、まさに終身年金を発売してまして、仕組みは従来の商品に比べて、トンチン性を強く利かせた商品となります。この商品を開発するだけでなく、これを世に出すことにより、第一歩かもしれないですが、国民の皆様に長生きリスクとはどのようなものなのか、どのような備えが必要なのか、ということをご理解いただく一つの助けになったと思っています。できれば、他の保険会社も、終身年金をもう少し見直してもらい、この分野が活況を呈すことができればと思っています。加えて、リスク管理という、もう一つのアクチュアリーの重要な分野があるかと思っています。長生きリスクというものをいかにコントロールしていくのか、われわれに課された課題なのかと思っています。

玉木 私は経済学部出身、要するに文系の人間で、大変数学がだめで、皆さんのような方は、何でもできるのではないかと思うのです。幸か不幸かこの世の中には、リスクはたくさんあるので、皆さん、ぜひそれをきちんと解析して、手なずけていただきたいと思うのですが、その中でも、やはり長生きリスクというものは大変大事なリスクで、特に長生きしてしまいますと、自分自身では対応する能力が下がってから出てくる部分がございます。これは、やはり保険という形で、あるいは、リスクのプールという形でやっていく以外に、多分、方法はないのだろうと思います。従って、将来の寿命の伸び方といったものに、どのようなショックがあるとどのような変化が起きて、そのときに生ずる人口構成の変化や、あるいは、佐野さんのようなバジェットングアプローチでいえば、世の中的に、世の中全体に潜んでいる老後の生活保障に必要なもの、富は、国民所得の何%になるなど、そのような絵でも書いていただけると、それはやはり政策的な議論のサポートになるのだろうと思います。

あるいは、先ほど少し、「1人暮らしのおばあさん」という話をしましたが、もちろん、「1人暮らしの

おじいさん」もいて、今、例えば40代、50代で、きちんとした経済的基盤をお持ちの方でも、これは一定程度の割合で、大変貧乏な1人暮らしのおじいさん、おばあさんになる確率はあるわけです。そのような確率的なプロセスがあるのだらうと思うのですが、そのようなものも、標準的なものだけではなくて、リスクに備えるのであれば、多少1 σ 、2 σ 離れたもの、特に下方に離れたものについて、もっと分かりやすい、ビビッドな例を出すことによって、人々の近視眼性を是正するといったような方向で、皆様の素晴らしいお力を使っただけないものかと思うところでございます。

藤本 2時間半の長きにわたりいろいろとご講演いただきました3人のパネリストの方に、改めて、拍手をもってこたえていただければと思います。

以上をもちまして、セッションH、パネルディスカッション、「老後所得と私的年金」を終わります。